

令和8年度着手

# 県営土地改良事業計画概要書

(農地環境整備事業)

やはぎあさひ  
矢作旭地区

## 目 次

〔 全 体 〕	1
〔 農 業 用 用 排 水 施 設 整 備 ( 用 水 ) 〕	18
〔 農 業 用 用 排 水 施 設 整 備 ( 排 水 ) 〕	31
〔 農 地 保 全 〕	43
〔 暗 渠 排 水 〕	50
〔 区 画 整 理 〕	60

# [ 全 体 ]

## I. 土地改良事業計画の概要

### 第1章 目 的

#### 第1節. 事業の種類

##### 県営農地環境整備事業

用水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

農地保全（土地改良法第2条第2項第7号農地保全）

暗渠排水（土地改良法第2条第2項第7号暗渠排水）

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号区画整理）

#### 第2節. 事業の目的

本地区は、豊田市の北東部に位置し、旧旭町地域の内、有間、笹戸、池島、田津原、上切の5集落で構成されている、水田主体の面積16.5haの地域である。地区内の取水は河川及び溪流から取水している。

本地区は、昭和60年から平成2年にかけての県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により整備されてきたが、完了後30年以上が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水障害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。また、一部農地においては、排水不良による農地の湿田化が確認されている。

このため、これらの老朽化した施設の整備を行い、優良農地を保全すると共に、農作業及び維持管理の省力化を図り、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

#### 第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	15.8	0.7	—	16.5	—	—	—	16.5
計 画	15.8	0.7	—	16.5	—	—	—	16.5

登記簿地積による

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節. 地域

豊田市 有間町・笹戸町・池島町・田津原町・上切町

## 第2節. 地積

(令和8年1月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	15.8	0.7	—	16.5	—	—	—	16.5

登記簿地積による

## 第3節. 現況

### (1) 地域及び土質等

本地区は、豊田市の中心部より北東におよそ30kmに位置する一級河川矢作川沿いに広がる標高400m～500m程度の、水稻を中心とした農業地帯である。水田土壌は灰色土壌壤土型(Hz-1)、灰褐色土壌壤土型(Fu-1)、畑土壌は幡豆統(H-1)、井田統(Id-3)、鶉多須統(Ut-3)の5系統である。

### (2) 水利状況

用水は一級河川小田木川、段戸川、普通河川有間川、準用河川大坪川、沢中川及び溪流より取水しており、開水路(U型水路)により各ほ場に配水している。排水は、一級河川矢作川、一級河川段戸川及び溪流に排水している。

用水路、排水路ともに、施工後30年以上が経過しており、老朽化や不等沈下により断面不足、流水阻害を起し維持管理に多大な労力を費やしている。

### (3) 道路状況

本地区には、町内外を結ぶ主要な幹線道路として、県道11号線(豊田明智線)、県道19号線(土岐足助線)、県道355号線(島崎豊田線)、県道490号線(笹戸小田木線)がそれぞれ通っており、豊田市中心部への重要な道路となっている。その他に市道などが集落や主要な幹線道路を結んでいる。

### (4) 営農状況

経営規模は1戸当たり平均0.16haとなっている。水稻主体の農業地帯であるが、畑作物として主にネギが栽培されている。

### (5) 地域環境の概況

豊田市旭地区は、標高400～500m、総面積の約8割を山林が占め、河川や溪流沿いに農地が広がる中山間地域である。本地区は水稻が主体であり、かんがい期になると水を張った水田に多くのカエル類やそれを食するヘビや野鳥など、多くの生き物が見られる。また、水田に入った用水や雨水は、ほ場にて貯留、涵養され一級河川矢作川の水源の一部となっている。こうした環境の維持、保全には農業の絶え間ない管理と継承の努力が必要であるが、近年過疎化とともに後継者不足が進み、公益機能や生態系機能の低下が危惧されている。

### 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、16.5haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
全体	15.8	0.7	—	16.5
農業用排水施設整備（用水）	14.2	0.2	—	14.4
農業用排水施設整備（排水）	9.3	0.6	—	9.9
農地保全	1.6	0.1	—	1.7
暗渠排水	2.4	—	—	2.4
区画整理	0.9	—	—	0.9

※重複分含む

#### 第1節. 農業用排水施設整備（用水）

用水路及び附帯する施設を改修し、水資源の有効利用、維持管理費の軽減を図るとともに、安定した用水の供給を実現し、農地の荒廃を防ぐとともに、水田農業の生産性の向上と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

#### 第2節. 農業用排水施設整備（排水）

排水路及び附帯する施設を改修し、維持管理費の軽減を図るとともに、水田農業の生産性の向上と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

#### 第3節. 農地保全

承水路及び法面を整備することによって、農地の維持管理の軽減を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

#### 第4節. 暗渠排水

暗渠排水を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

#### 第5節. 区画整理

区画整理をすることによって、農地の区画を拡大し営農の効率化を図り、優良農地の保全

と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第6節．環境配慮

本地区は、豊田市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。地区内の用排水路には、水生生物が見られ良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工においては、各所に合流柵を設置し小流量時の水生生物の避難場所を確保するとともに両生類の脱出用スロープを設置することで生息場所及び移動経路を確保し、地区内に生息する水生生物の生育環境を保全する。

施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業矢作旭地区として、

用水路工	3.8km
排水路工	4.8km
農地保全（法面保護・承水路工）	1.7ha
暗渠排水	2.4ha
区画整理	0.9ha

を施工する。

予定工期

着手	令和8年度
完了	令和14年度（予定）

### 第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業矢作旭地区により造成された土地改良施設は豊田市、旭土地改良区及び各受益者が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費※1	事務的経費※2	合計
農業用排水施設整備（用水）	219,000千円	13,570千円	232,570千円
農業用排水施設整備（排水）	540,000千円	33,510千円	573,510千円
農地保全	68,000千円	4,130千円	72,130千円
暗渠排水	21,000千円	1,260千円	22,260千円
区画整理	12,500千円	730千円	13,230千円
合計	860,500千円	53,200千円	913,700千円

（令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがある。）

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	31,769 千円	3,472 千円	
品 質 向 上 効 果	806 千円	— 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	△344 千円	188 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	△716 千円	2,343 千円	
耕 作 放 棄 防 止 効 果	75 千円	— 千円	
農 業 労 働 環 境 改 善 効 果	509 千円	— 千円	
景 観 ・ 環 境 保 全 効 果	9,039 千円	— 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	3,900 千円	— 千円	
合 計	45,038 千円	6,003 千円	

<参考>

① 当該事業費	:	709,506 千円
② その他費用	:	50,742 千円
③ 総費用	:	760,248 千円
④ 年償還額	:	695 千円/年
④' うち機能向上分	:	695 千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	45,038 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	9,600 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	6,003 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	889,355 千円
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.16 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.072 ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0.116 ≤ 0.4

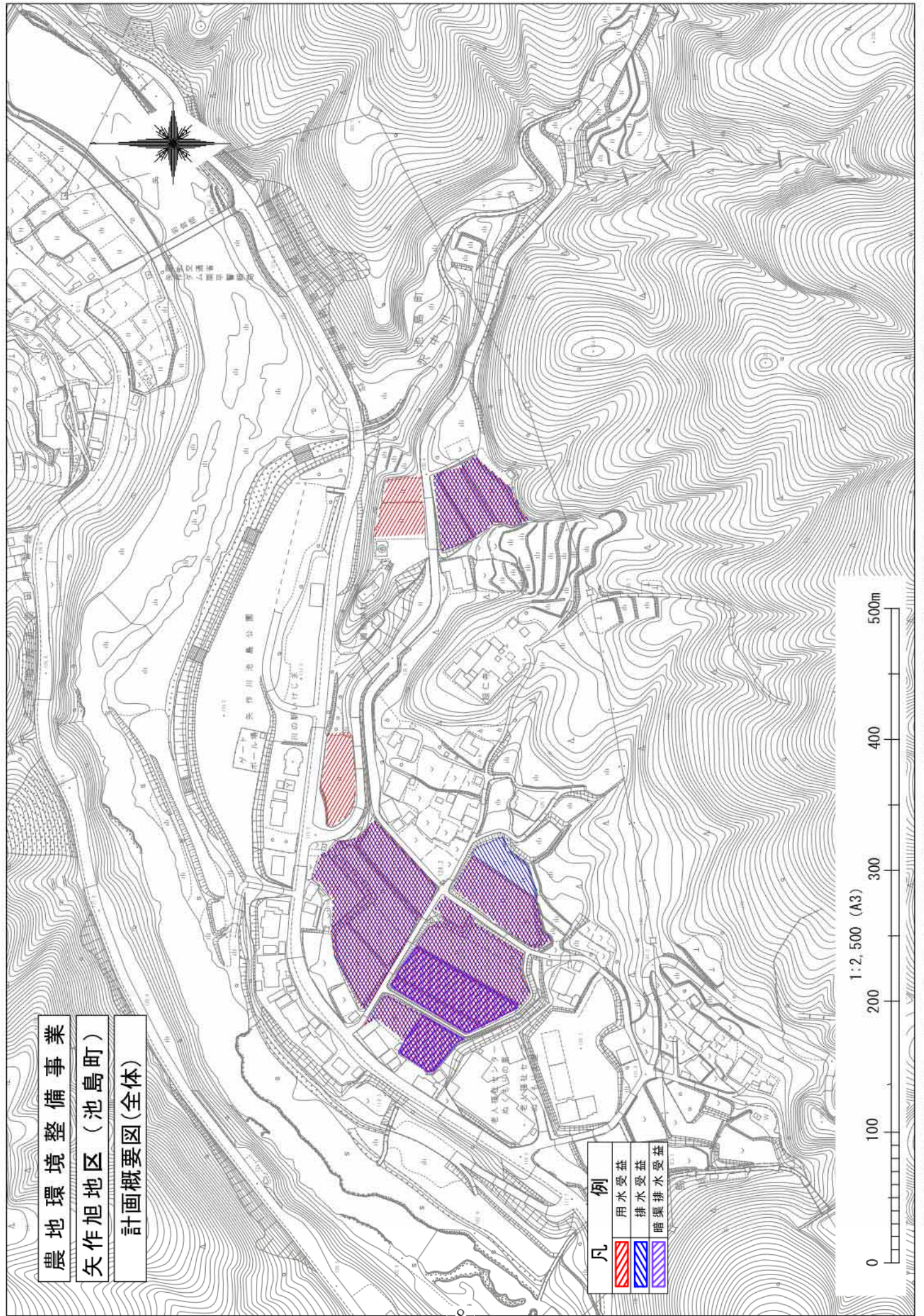
## 第8章 他の事業との関係

県営農地環境整備事業矢作旭地区においては、本土地改良事業のほかに土地改良法に基づかない事業として保全管理区域における排水路、農地保全整備を行う予定である。概算の事業費は16,900千円である。

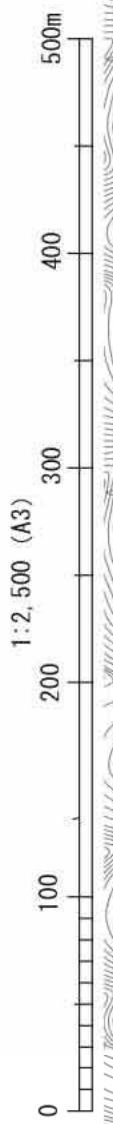
## 第9章 計画概要図

次頁のとおり

農地環境整備事業  
 矢作旭地区（池島町）  
 計画概要図(全体)



凡 例	
	用水受益
	排水受益
	暗渠排水受益

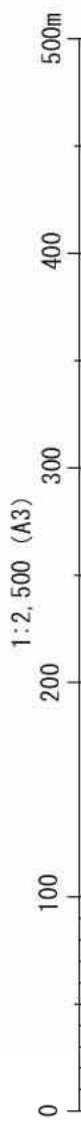


農地環境整備事業

矢作旭地区（笹戸町）

計画概要図(全体)

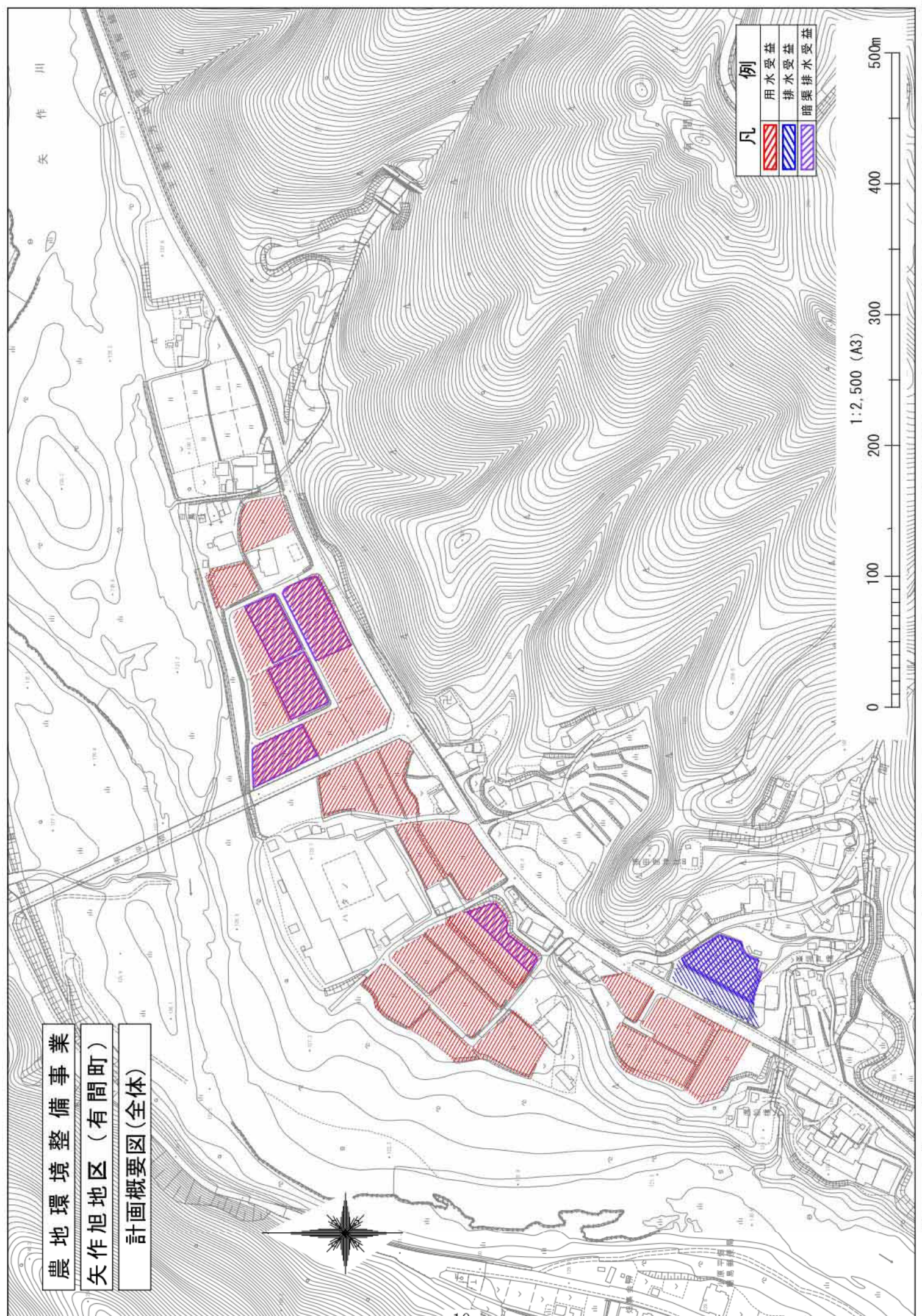
凡例	
	用水受益
	排水受益



農地環境整備事業

矢作旭地区（有間町）

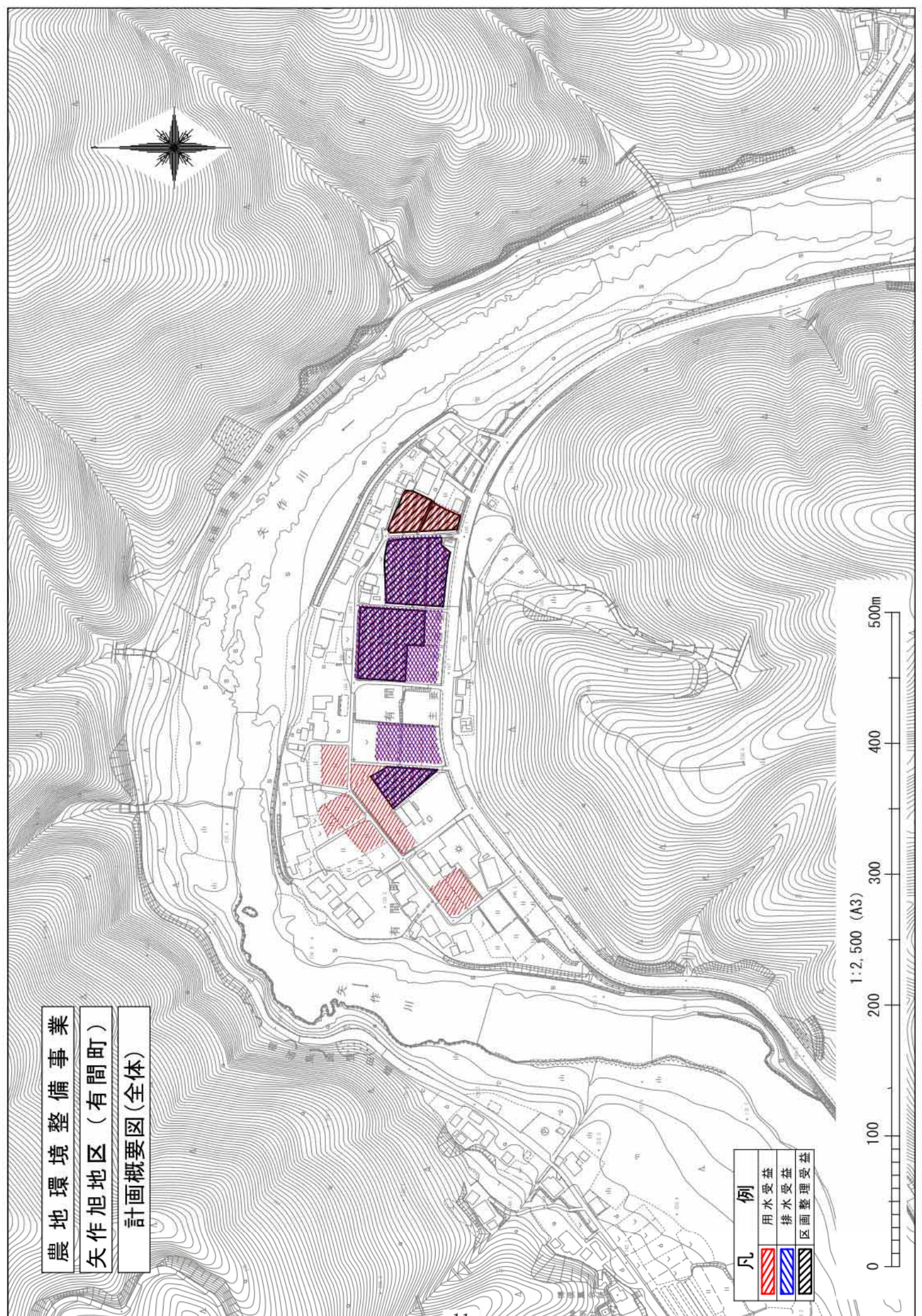
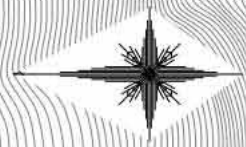
計画概要図(全体)



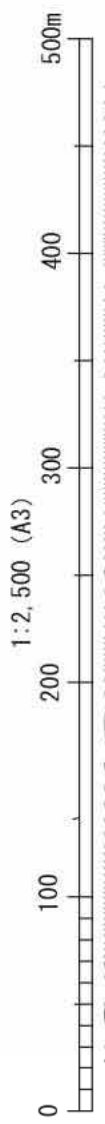
農地環境整備事業

矢作旭地区（有間町）

計画概要図（全体）



凡例	
	用水受益
	排水受益
	区画整理受益

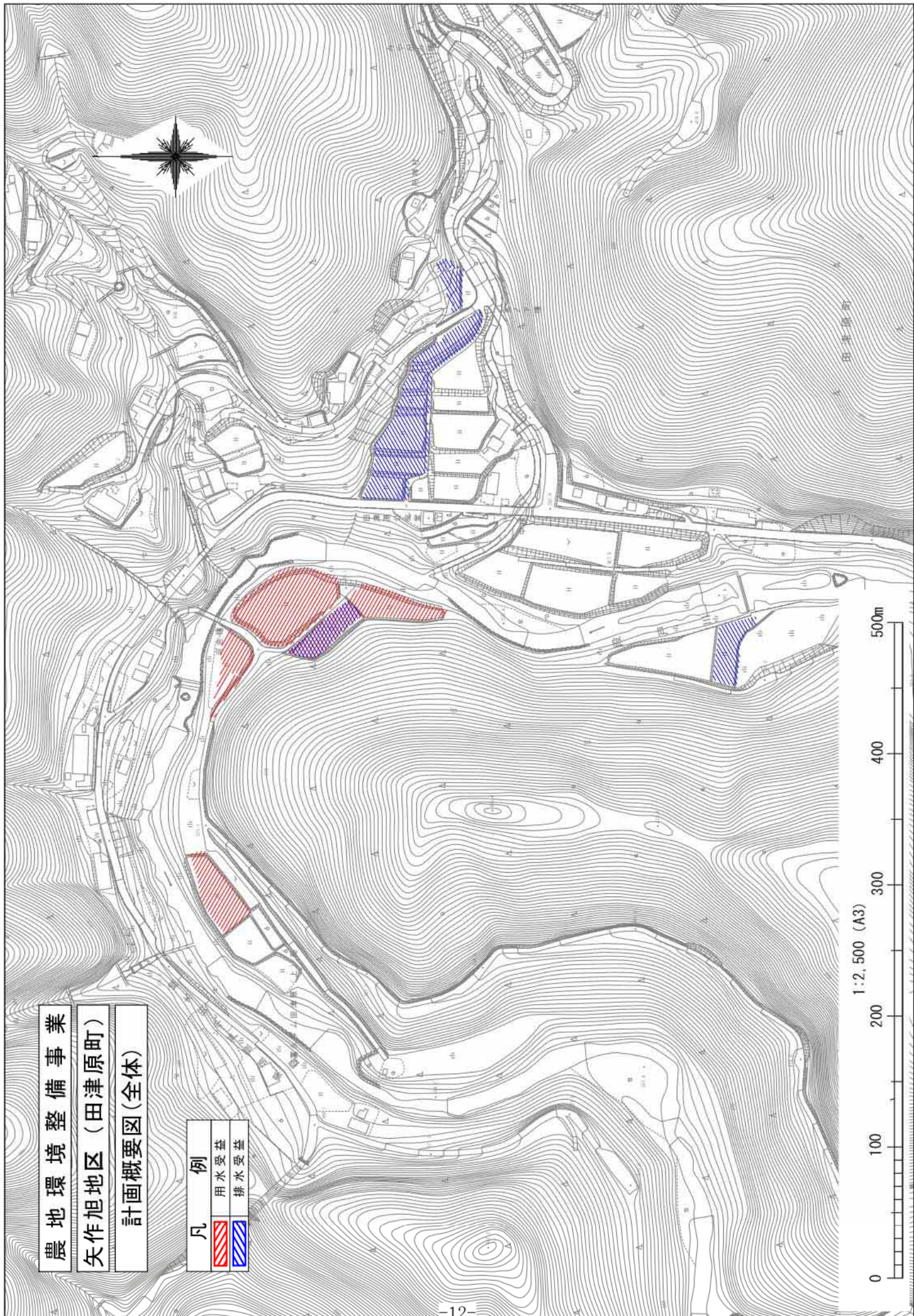


農地環境整備事業

矢作旭地区 (田津原町)

計画概要図(全体)

凡 例	
	用水受益
	排水受益

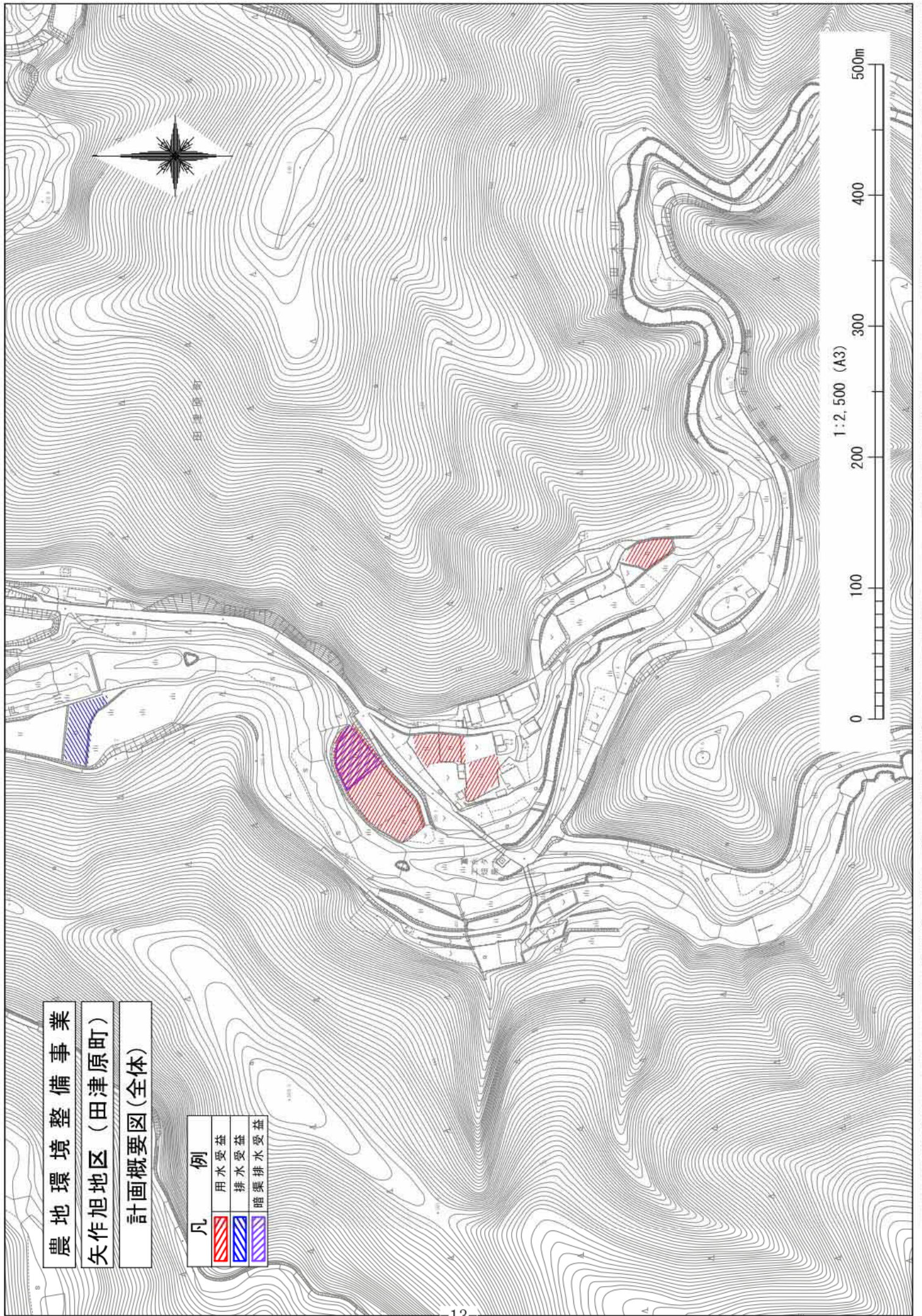


農地環境整備事業

矢作旭地区 (田津原町)

計画概要図(全体)

凡 例	
	用水受益
	排水受益
	暗渠排水受益

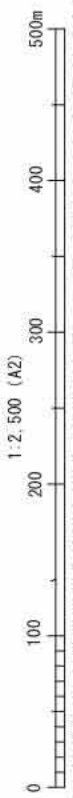
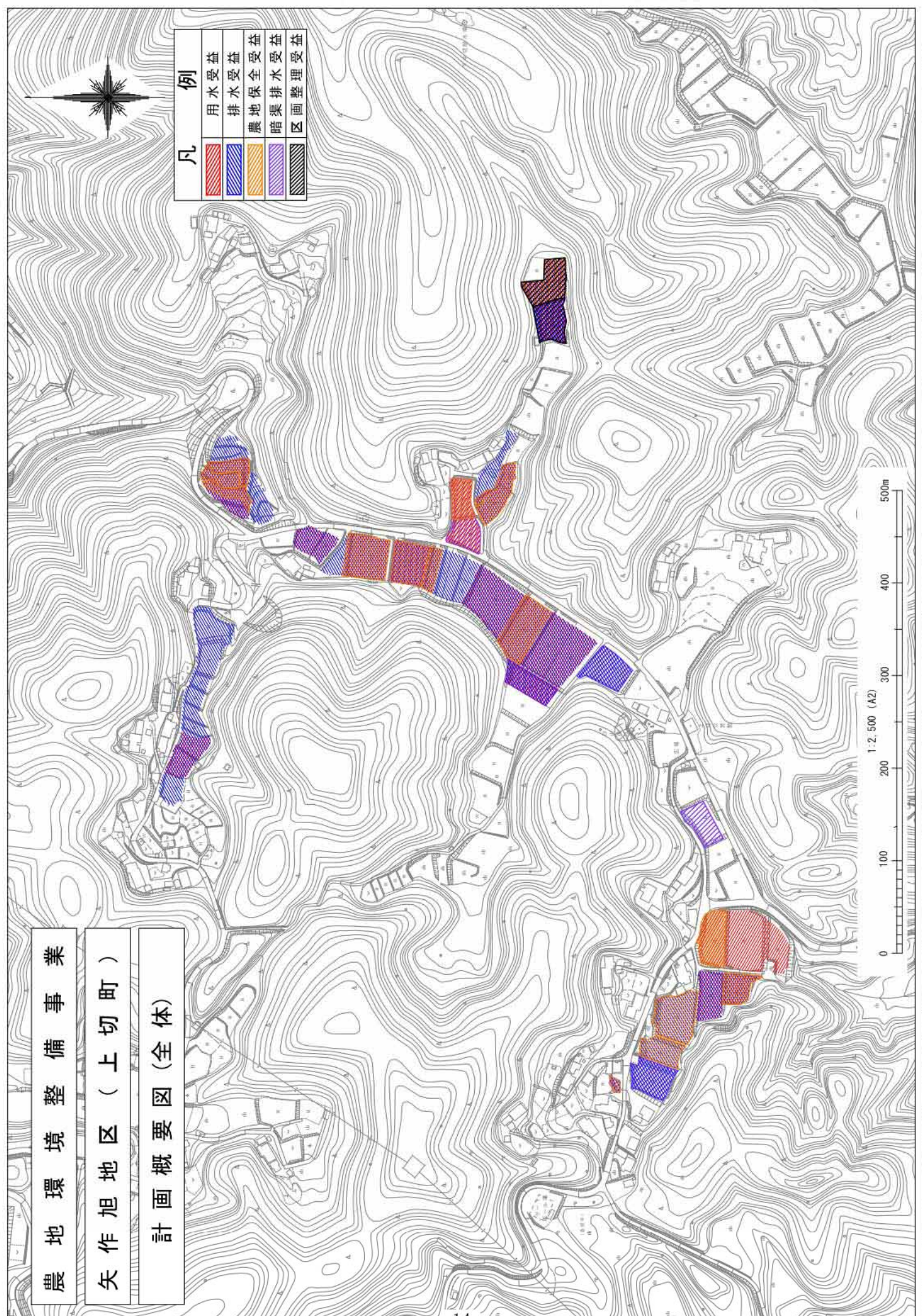


農地環境整備事業

矢作旭地区（上切町）

計画概要図（全体）

凡例	
	用水受益
	排水受益
	農地保全受益
	暗渠排水受益
	区画整理受益



## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

豊田市、旭土地改良区、各受益者

### 2. 管理すべき施設の種類

用水路、排水路及び両施設に附帯する施設については豊田市、旭土地改良区が、承水路及び法面・暗渠排水は各受益者がそれぞれ管理する。

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費                      約 1,310 千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程及び各受益者により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（矢作旭地区）における事業費及び事務的経費の

#### 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	914 百万円
事業費 <sup>※1)</sup>	861 百万円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	53 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

#### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備(用水)	55	30	12.5	2.5	
農業用排水施設整備(排水)	55	30	15	—	
農地保全	55	30	12.5	2.5	
暗渠排水	55	30	12.5	2.5	
区画整理	55	30	6.0	9.0	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備(用水)	—	100	—	—	
農業用排水施設整備(排水)	—	100	—	—	
農地保全	—	100	—	—	
暗渠排水	—	100	—	—	
区画整理	—	100	—	—	

#### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

##### (ア) 農家(法第3条資格者等)

本事業の施行に係る地域を地区とする旭土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第1項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和40年条例第19号)第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

#### (イ) 市町村負担

本事業の施行に係る地域の豊田市は、法第 91 条第 6 項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

#### 4. 地元負担の予定基準

旭土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

#### 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途にするため所有権の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第 91 条の 2 の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

[ 農業用排水施設整備（用水） ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

用水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

第2節. 事業の目的

本地区は、豊田市の北東部に位置し、旧旭町地域の内、有間、笹戸、池島、田津原、上切の5集落で構成されている、水田主体の面積14.4haの地域である。地区内の取水は河川及び溪流から取水している。

本地区は、昭和60年から平成2年にかけての県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により整備されてきたが、完了後30年以上が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水障害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

本事業は、これらの老朽化した施設の整備を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	14.2	0.2	—	14.4	—	—	—	14.4
計画	14.2	0.2	—	14.4	—	—	—	14.4

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 有間町・笹戸町・池島町・田津原町・上切町

第2節. 地積

(令和8年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	14.2	0.2	—	14.4	—	—	—	14.4

登記簿地積による

### 第3節. 現況

#### (1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

#### (2) 水利状況

用水は、河川及び溪流等から開水路（U字溝）を通して各ほ場に配水している。用水路は施工後30年以上が経過しており、老朽化が進み維持管理に多大な労力を費やしている。

#### (3) 道路状況

〔全体〕と同じ

#### (4) 営農状況

〔全体〕と同じ

#### (5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

## 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、14.4haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備（用水）	14.2	0.2	—	14.4

### 第1節. 農業用排水施設整備（用水）

用水路及び附帯する施設を改修し、水資源の有効利用、維持管理費の軽減を図るとともに、安定した用水の供給を実現し、農地の荒廃を防ぐとともに、水田農業の生産性の向上と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第2節. 環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業矢作旭地区として、  
用水路工 3.8km を施工する。

予定工期

着手 令和8年度

完了 令和14年度（予定）

### 第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業矢作旭地区により造成された土地改良施設は豊田市、旭土地改良区が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
農業用排水施設整備（用水）	219,000 千円	13,570 千円	232,570 千円
合計	219,000 千円	13,570 千円	232,570 千円

（令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。）

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	9,665 千円	— 千円	
品 質 向 上 効 果	374 千円	— 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	△242 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	△198 千円	1,159 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	1,300 千円	— 千円	
計	10,899 千円	1,159 千円	

### <参考>

① 当該事業費	:	182,372 千円
② その他費用	:	9,058 千円
③ 総費用	:	191,430 千円
④ 年償還額	:	431 千円/年
④'のうち機能向上分	:	431 千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	10,899 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	3,266 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	1,159 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	225,071 千円
⑨ 総費用総便益比(⑧÷③)	:	1.17 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率(④÷⑥)	:	0.132 ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率(④'÷⑦)	:	0.372 ≤ 0.4

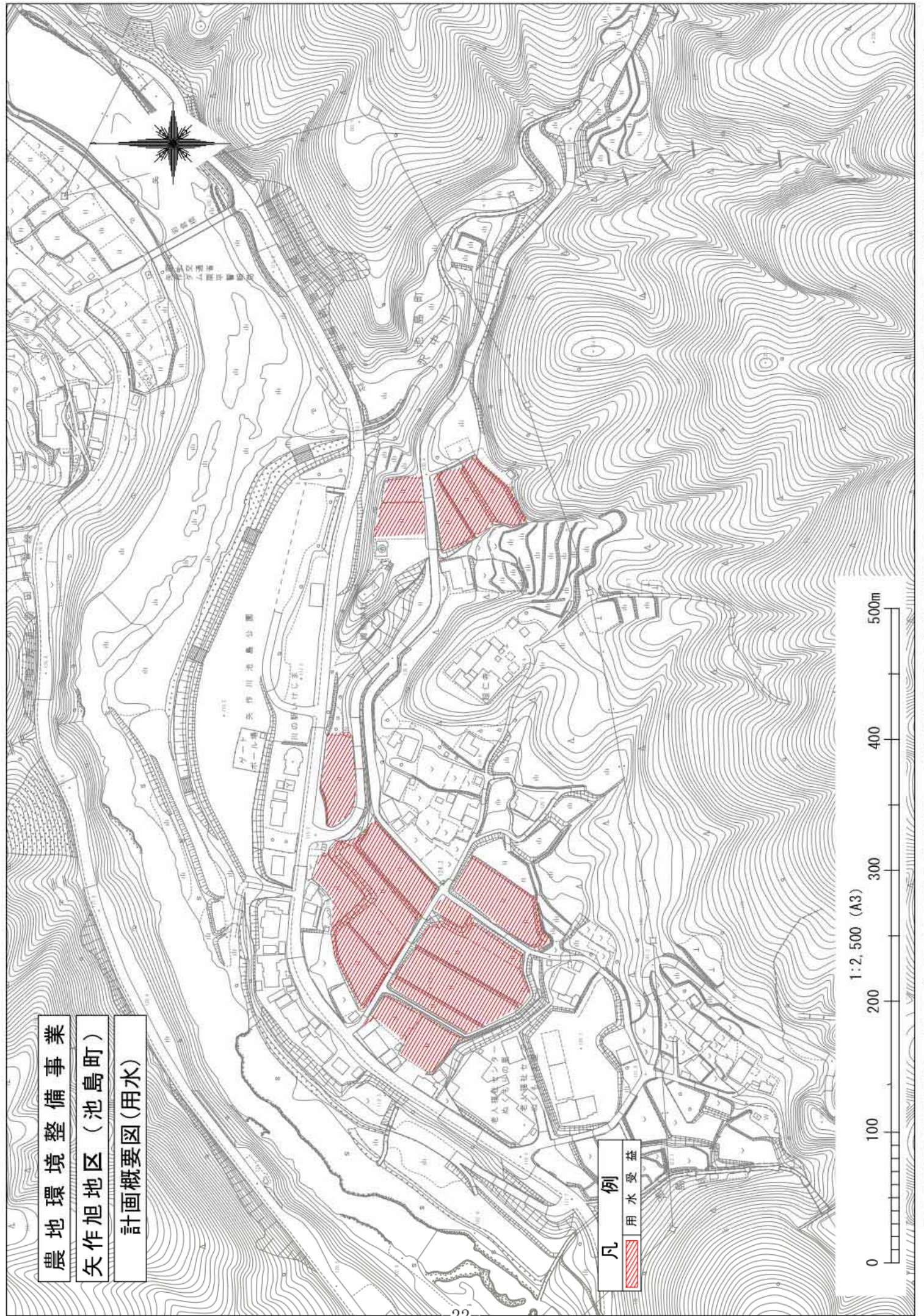
## 第8章 他の事業との関係

[ 全 体 ] と同じ

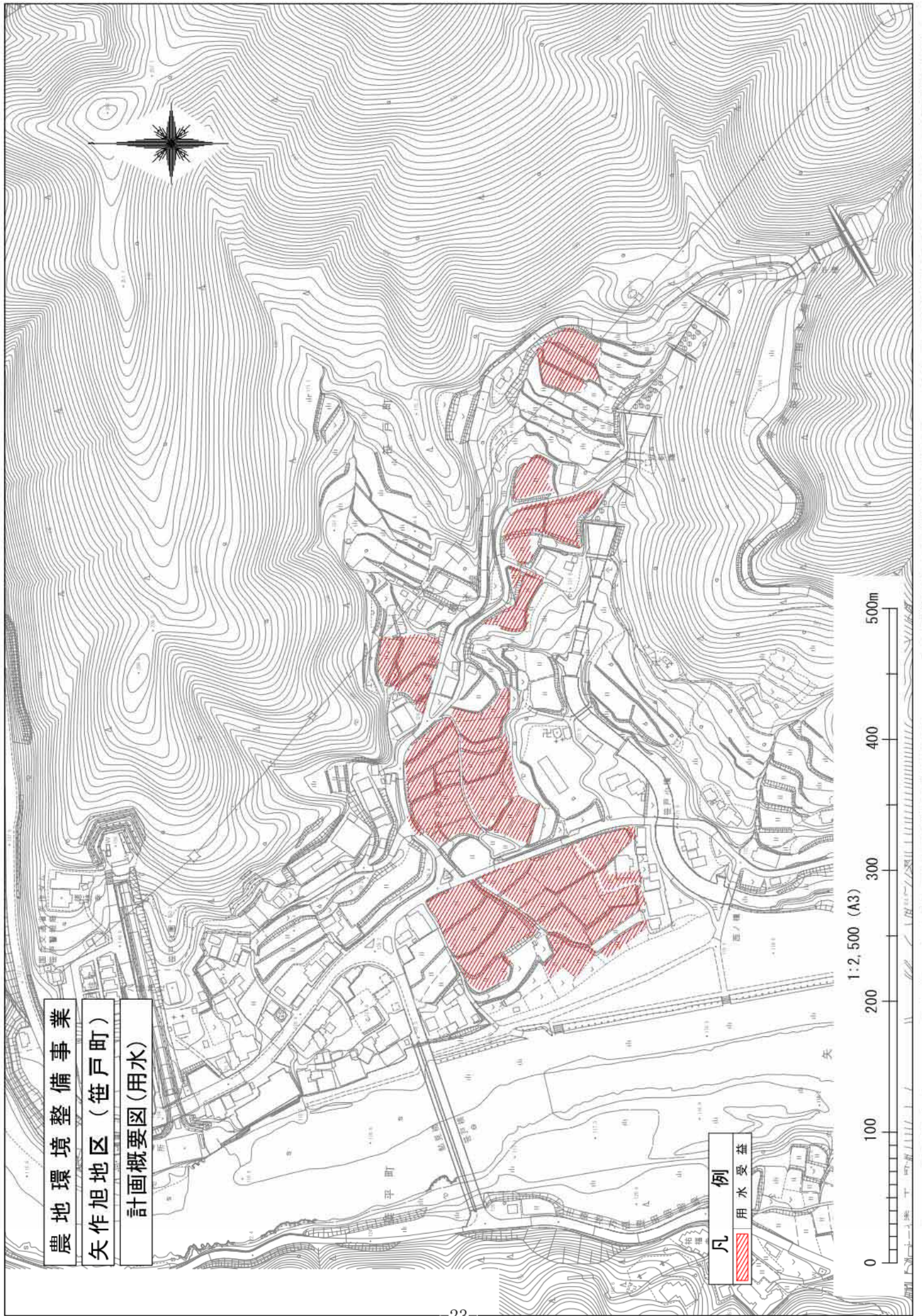
## 第9章 計画概要図

次頁のとおり

農地環境整備事業  
 矢作旭地区（池島町）  
 計画概要図（用水）



凡例  
 用水受益



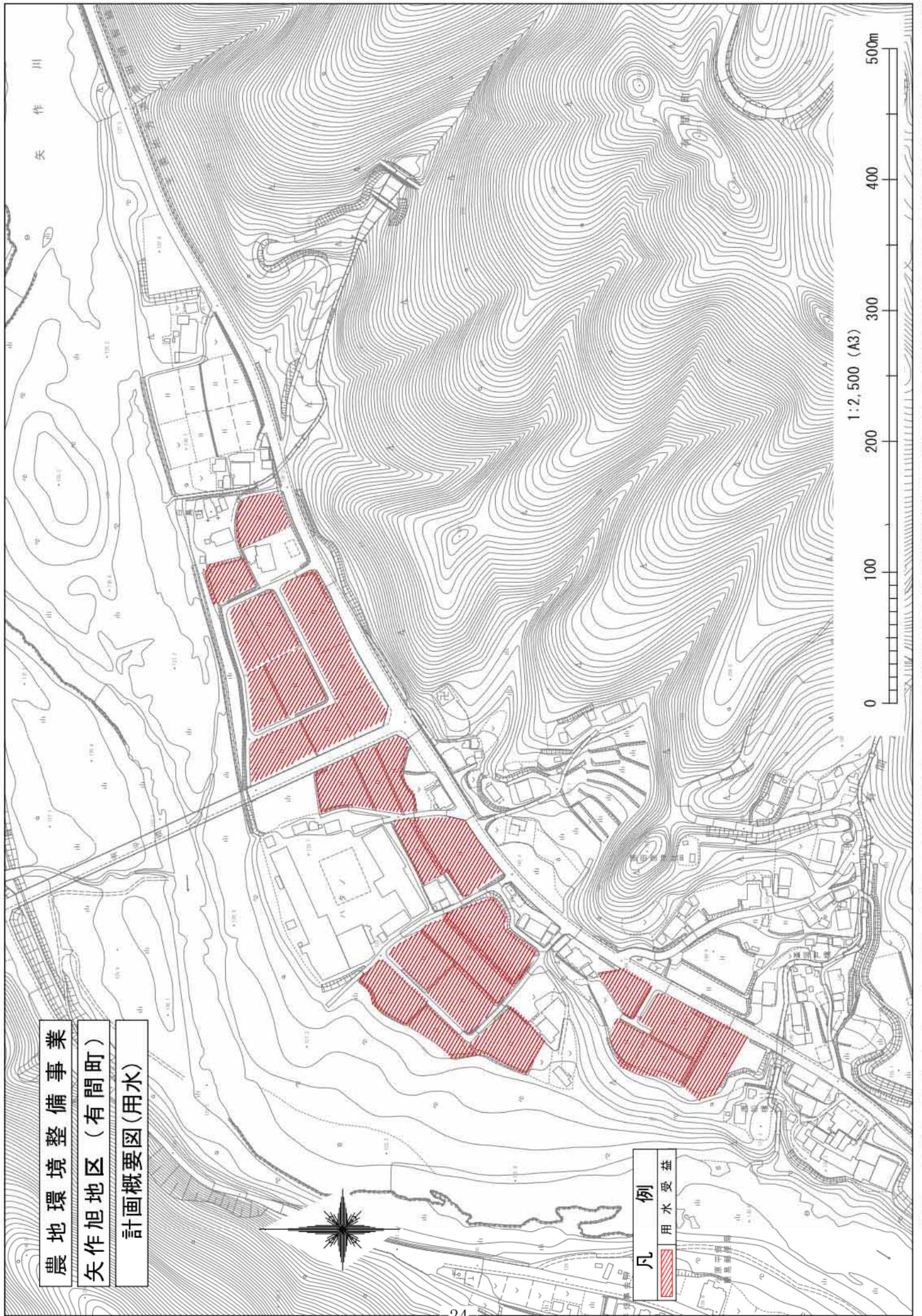
農業環境整備事業

矢作旭地区(笹戸町)

計画概要図(用水)

凡例  
用水受益

0 100 200 300 400 500m  
1:2,500 (A3)



農地環境整備事業

矢作旭地区（有間町）

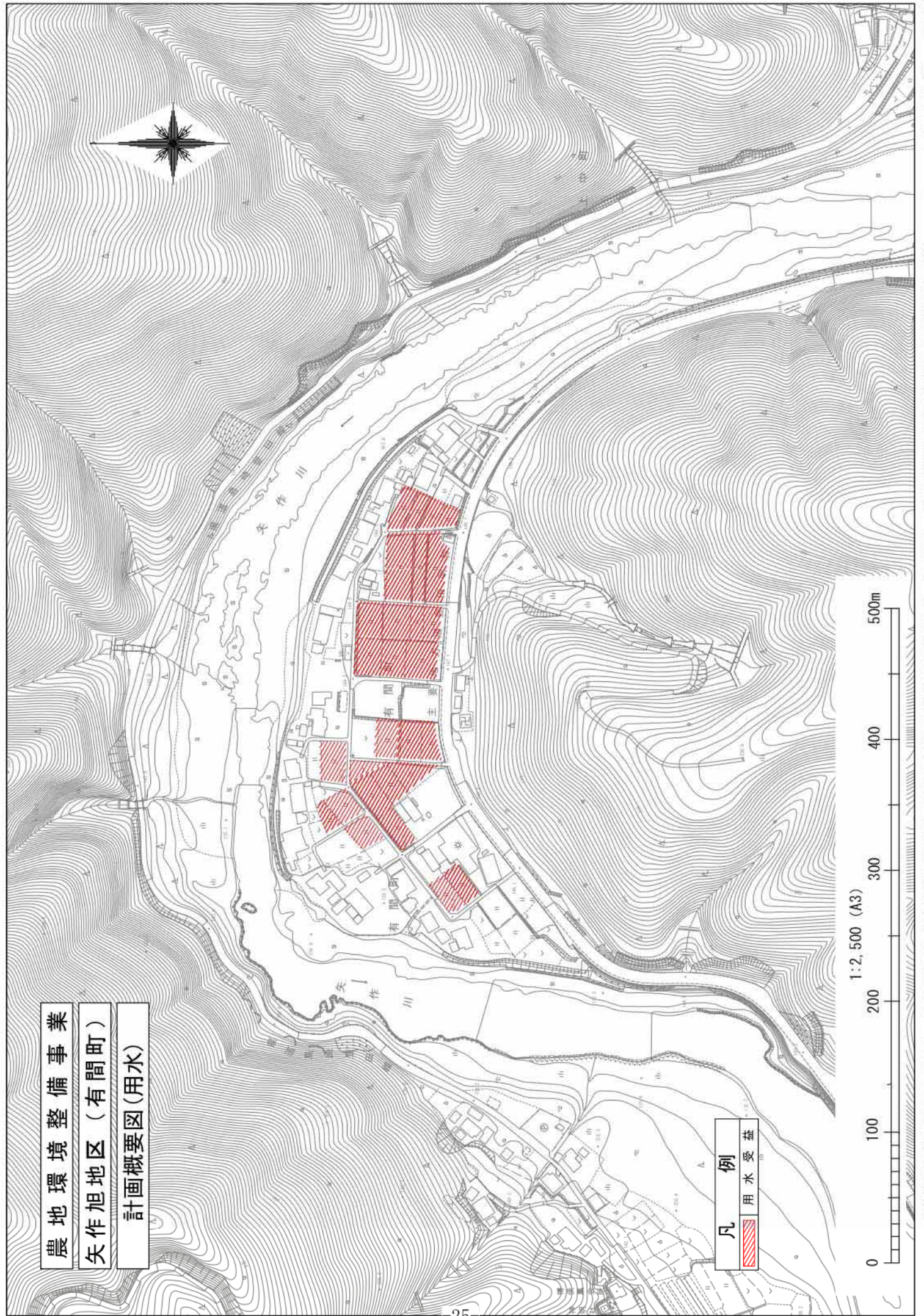
計画概要図(用水)

凡例  
用水受益

1:2,500 (A3)

0 100 200 300 400 500m

農地環境整備事業  
矢作旭地区（有間町）  
計画概要図（用水）



凡例  
用水受益

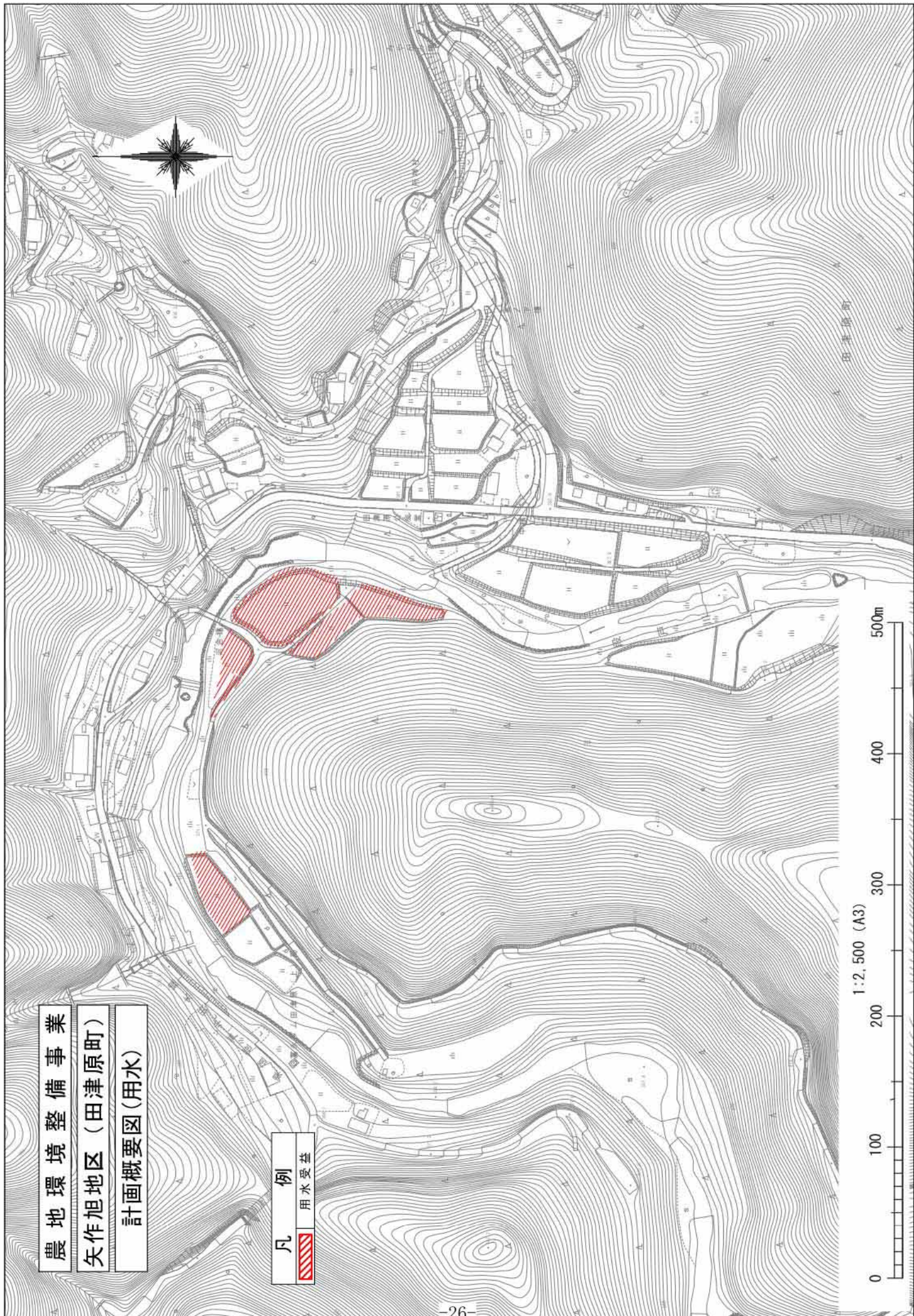
0 100 200 300 400 500m  
1:2,500 (A3)

農地環境整備事業

矢作旭地区 (田津原町)

計画概要図(用水)

凡	例
	用水受益



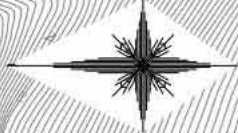
農地環境整備事業

矢作旭地区 (田津原町)

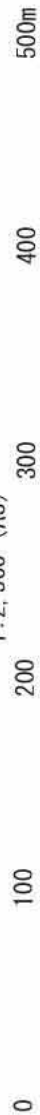
計画概要図(用水)

凡例

用水受益



1:2,500 (A3)

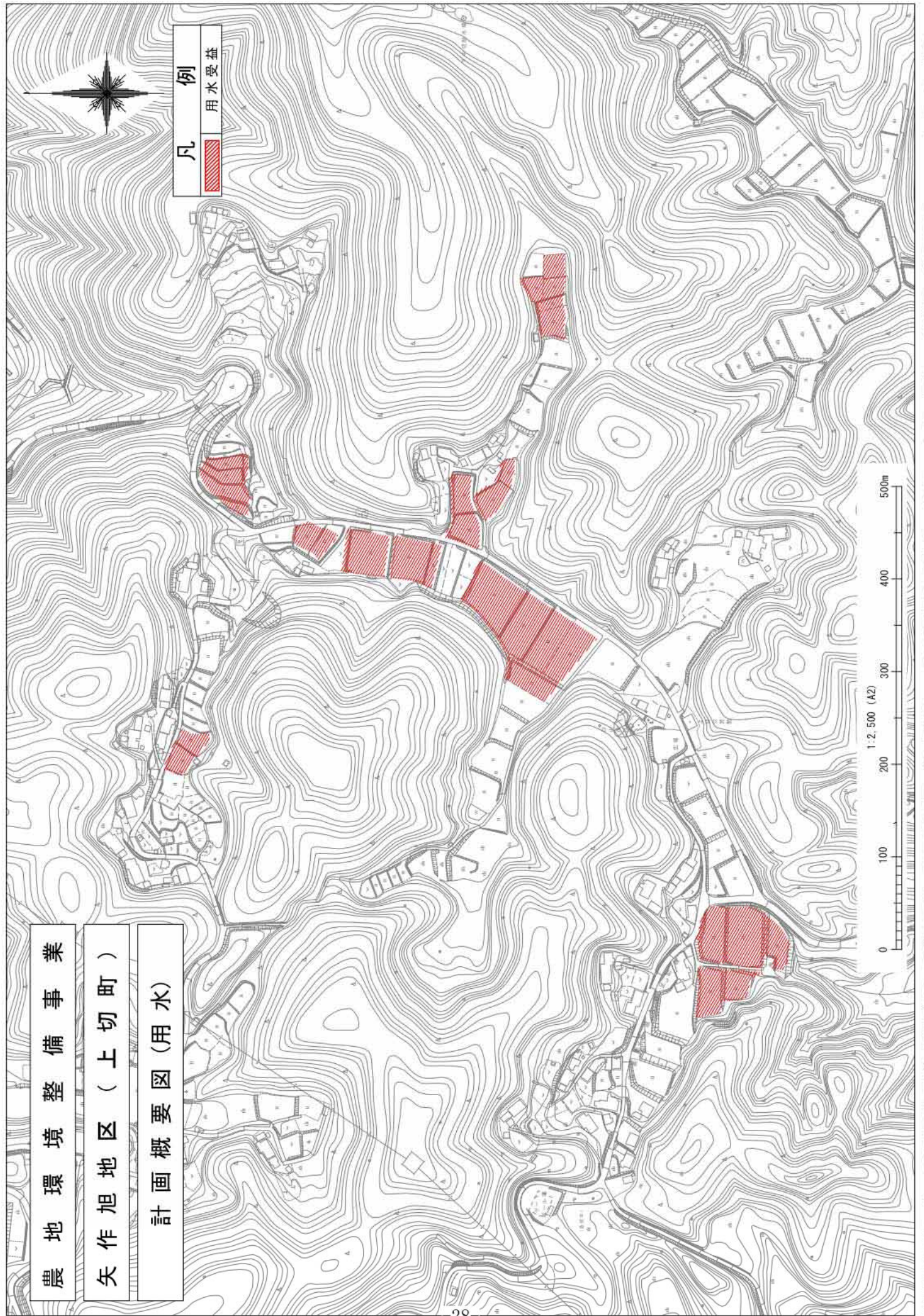


農地環境整備事業

矢作旭地区（上切町）

計画概要図（用水）

凡例  
用水受益



## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

豊田市、旭土地改良区

### 2. 管理すべき施設の種類

用水路及び附帯する施設

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費      約 495 千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（矢作旭地区）における事業費及び事務的経費の

#### 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

##### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	233 百万円
事業費 <sup>※1)</sup>	219 百万円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	14 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

##### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備(用水)	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備(用水)	—	100	—	—	

##### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[ 全体 ] と同じ

##### 4. 地元負担の予定基準

[ 全体 ] と同じ

##### 5. 特別徴収金

[ 全体 ] と同じ

[ 農業用排水施設整備(排水) ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

第2節. 事業の目的

本地区は、豊田市の北東部に位置し、旧旭町地域の内、有間、笹戸、池島、田津原、上切の5集落で構成されている、水田主体の面積9.9haの地域である。地区内の取水は河川及び溪流から取水している。

本地区は、昭和60年から平成2年にかけての県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により整備されてきたが、完了後30年以上が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水障害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。本事業は、これらの老朽化した施設の整備を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	9.3	0.6	—	9.9	—	—	—	9.9
計画	9.3	0.6	—	9.9	—	—	—	9.9

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 有間町・笹戸町・池島町・田津原町・上切町

第2節. 地積

(令和8年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	9.3	0.6	—	9.9	—	—	—	9.9

登記簿地積による

### 第3節. 現況

#### (1) 地域及び土質等

[ 全 体 ] と同じ

#### (2) 水利状況

排水は、主にU字溝や組立水路I型で整備されており、河川及び溪流に排水している。排水路は、施工後30年以上が経過しており、老朽化や不等沈下による断面不足、流水障害のため、農地が湿田化し維持管理に多大な労力を費やしている。

#### (3) 道路状況

[ 全 体 ] と同じ

#### (4) 営農状況

[ 全 体 ] と同じ

#### (5) 地域環境の概況

[ 全 体 ] と同じ

### 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、9.9haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備(排水)	9.3	0.6	—	9.9

#### 第1節. 農業用排水施設整備(排水)

排水路及び附帯する施設を改修し、維持管理費の軽減を図るとともに、水田農業の生産性の向上と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第2節. 環境配慮

[ 全 体 ] と同じ

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業矢作旭地区として、  
排水路工 4.8km を施工する。

予定工期

着手 令和8年度

完了 令和14年度(予定)

### 第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業矢作旭地区により造成された土地改良施設は豊田市、旭土地改良区が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
農業用排水施設整備(排水)	540,000千円	33,510千円	573,510千円
合計	540,000千円	33,510千円	573,510千円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

効果項目	区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果		18,630 千円	一千円	
品 質 向 上 効 果		403 千円	一千円	
営 農 経 費 節 減 効 果		△290 千円	一千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		△316 千円	1,210 千円	
景 観 環 境 保 全 効 果		7,585 千円	一千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果		2,259 千円	一千円	
計		28,271 千円	1,210 千円	

### <参考>

① 当該事業費	:	443,213 千円
② その他費用	:	38,103 千円
③ 総費用	:	481,316 千円
④ 年償還額	:	— 千円/年
④'のうち機能向上分	:	— 千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	28,271 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	4,725 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	1,210 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	562,392 千円
⑨ 総費用総便益比(⑧÷③)	:	1.16 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率(④÷⑥)	:	— ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率(④'÷⑦)	:	— ≤ 0.4

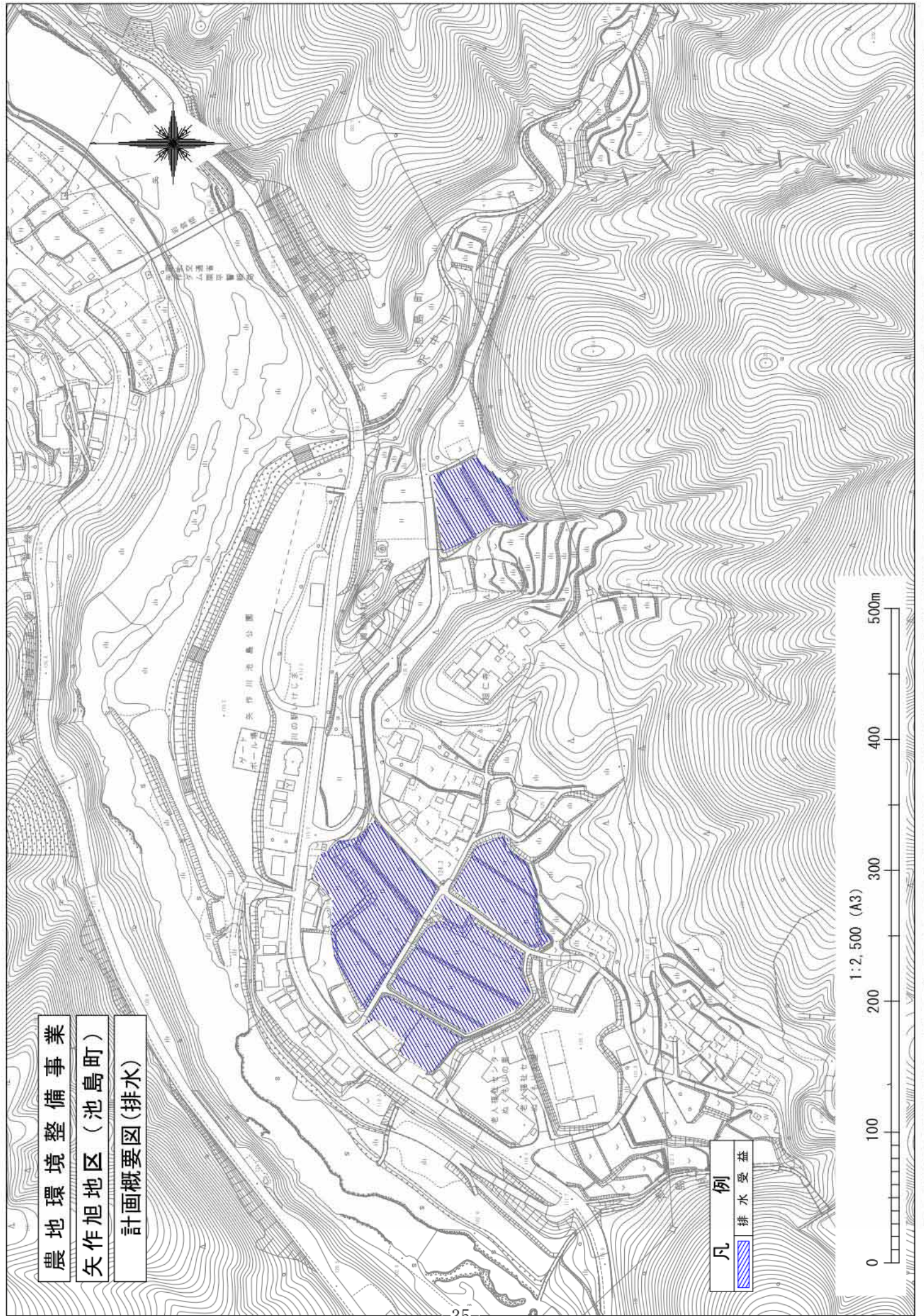
## 第8章 他の事業との関係

[ 全 体 ] と同じ

## 第9章 計画概要図

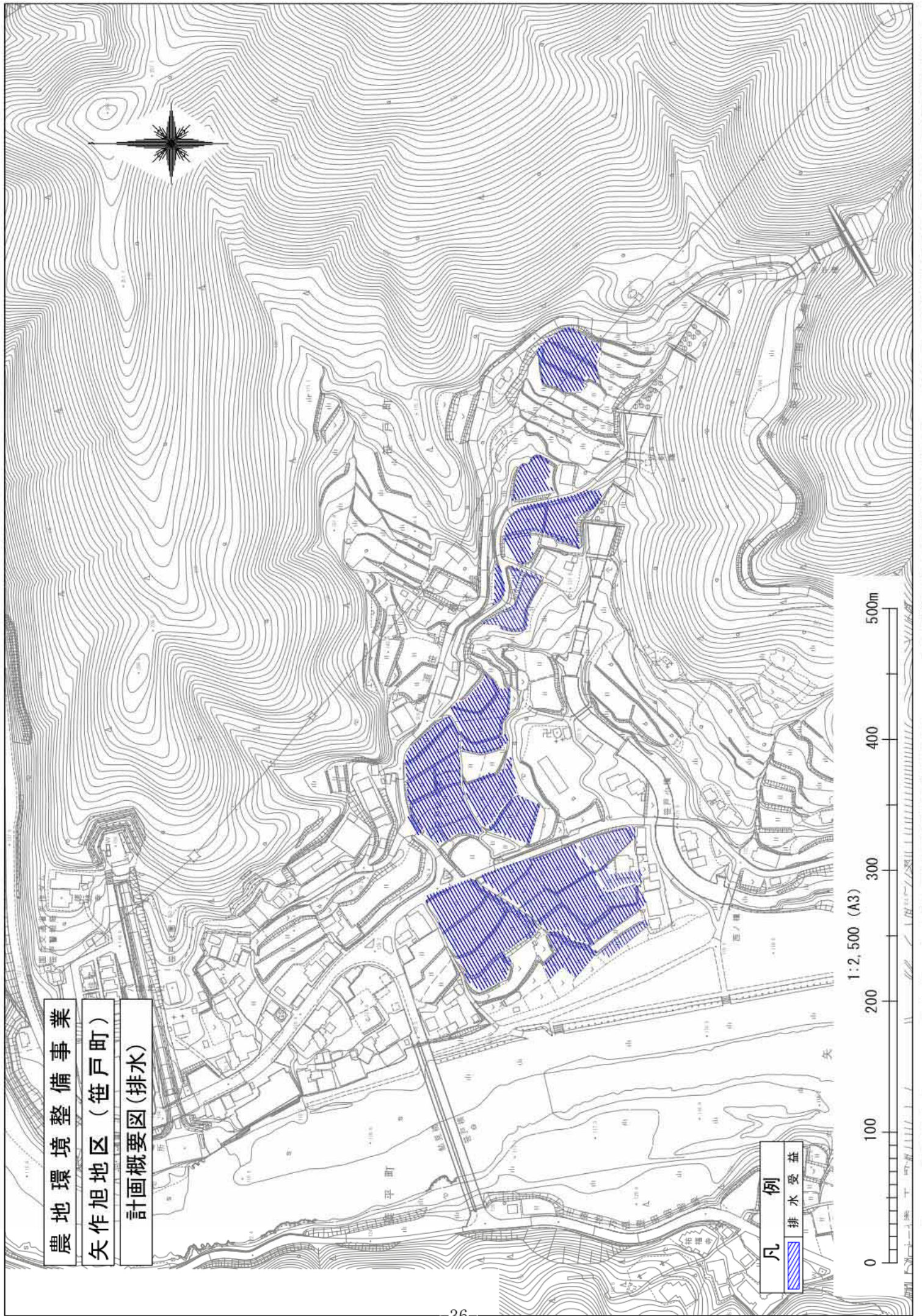
次頁のとおり

農地環境整備事業  
矢作旭地区（池島町）  
計画概要図（排水）



凡例  
排水受益

0 100 200 300 400 500m  
1:2,500 (A3)



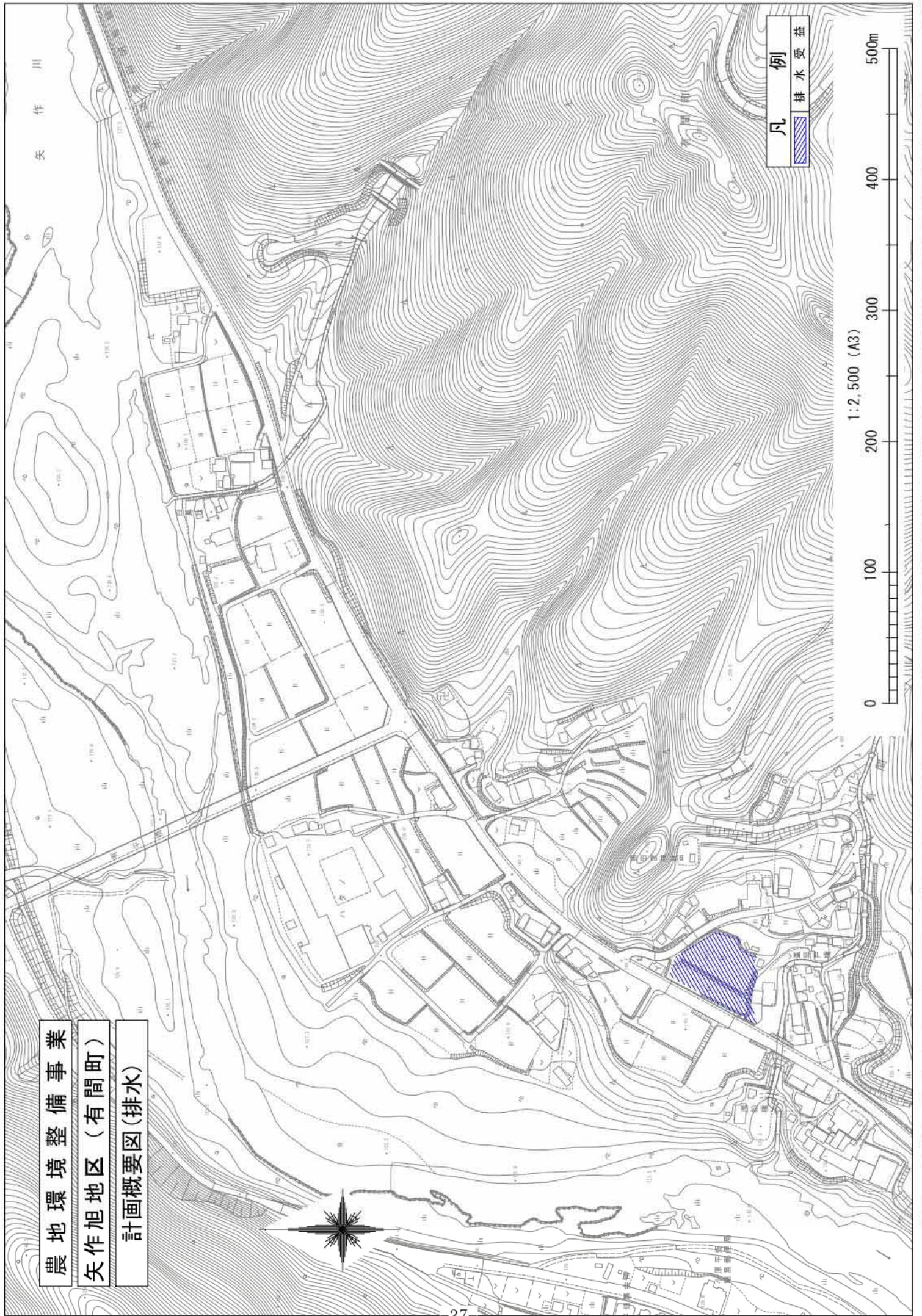
農業環境整備事業

矢作旭地区(笹戸町)

計画概要図(排水)

凡例  
排水受益

0 100 200 300 400 500m  
1:2,500 (A3)



農地環境整備事業

矢作旭地区(有間町)

計画概要図(排水)

凡例  
排水受益

1:2,500 (A3)

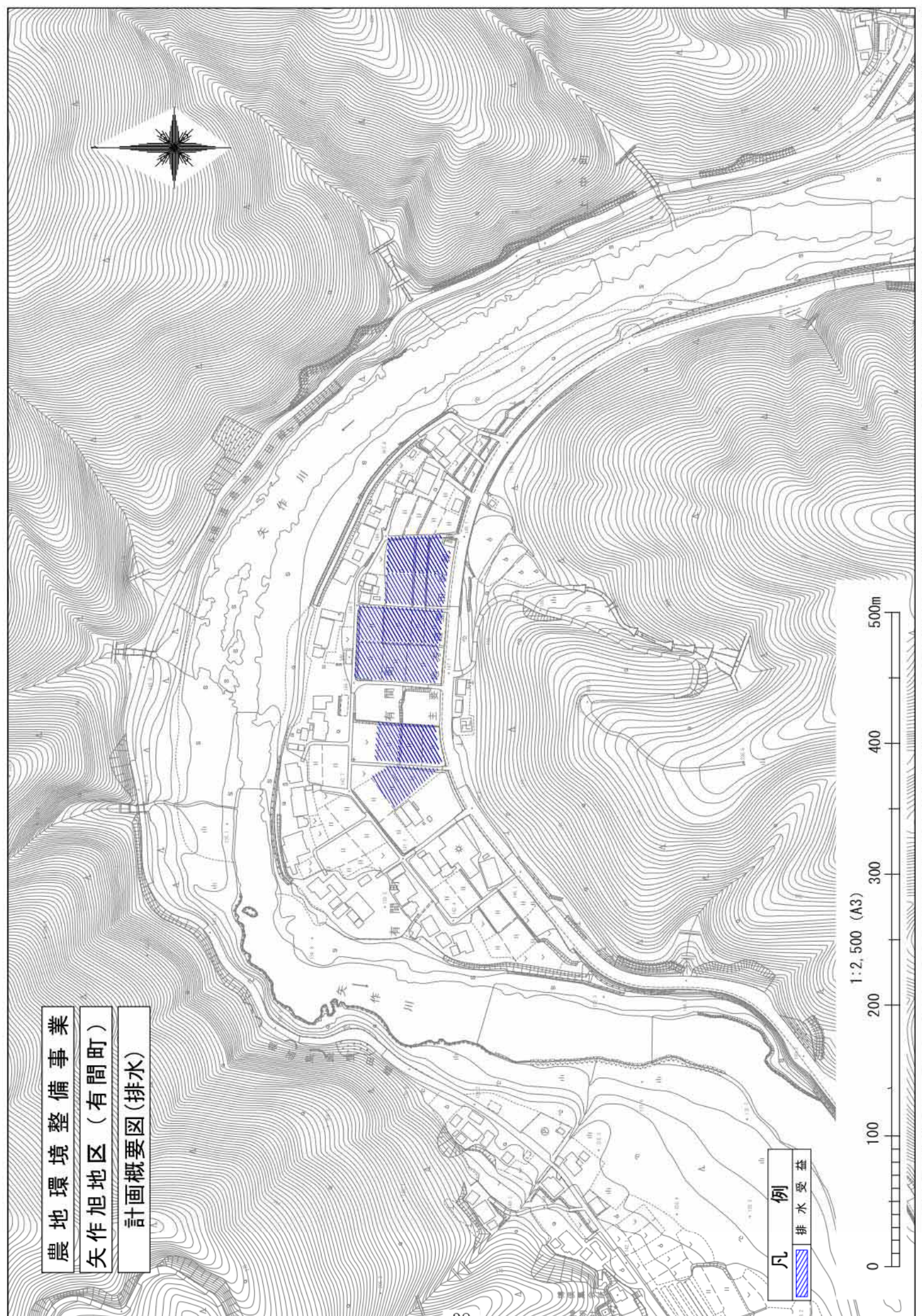
0 100 200 300 400 500m

矢作川

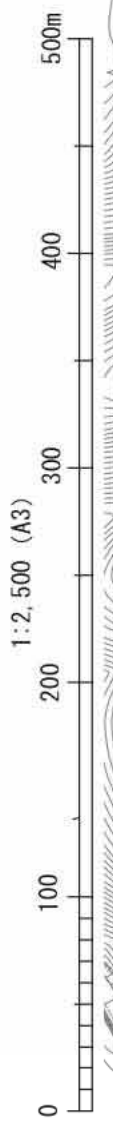
農地環境整備事業

矢作旭地区（有間町）

計画概要図(排水)

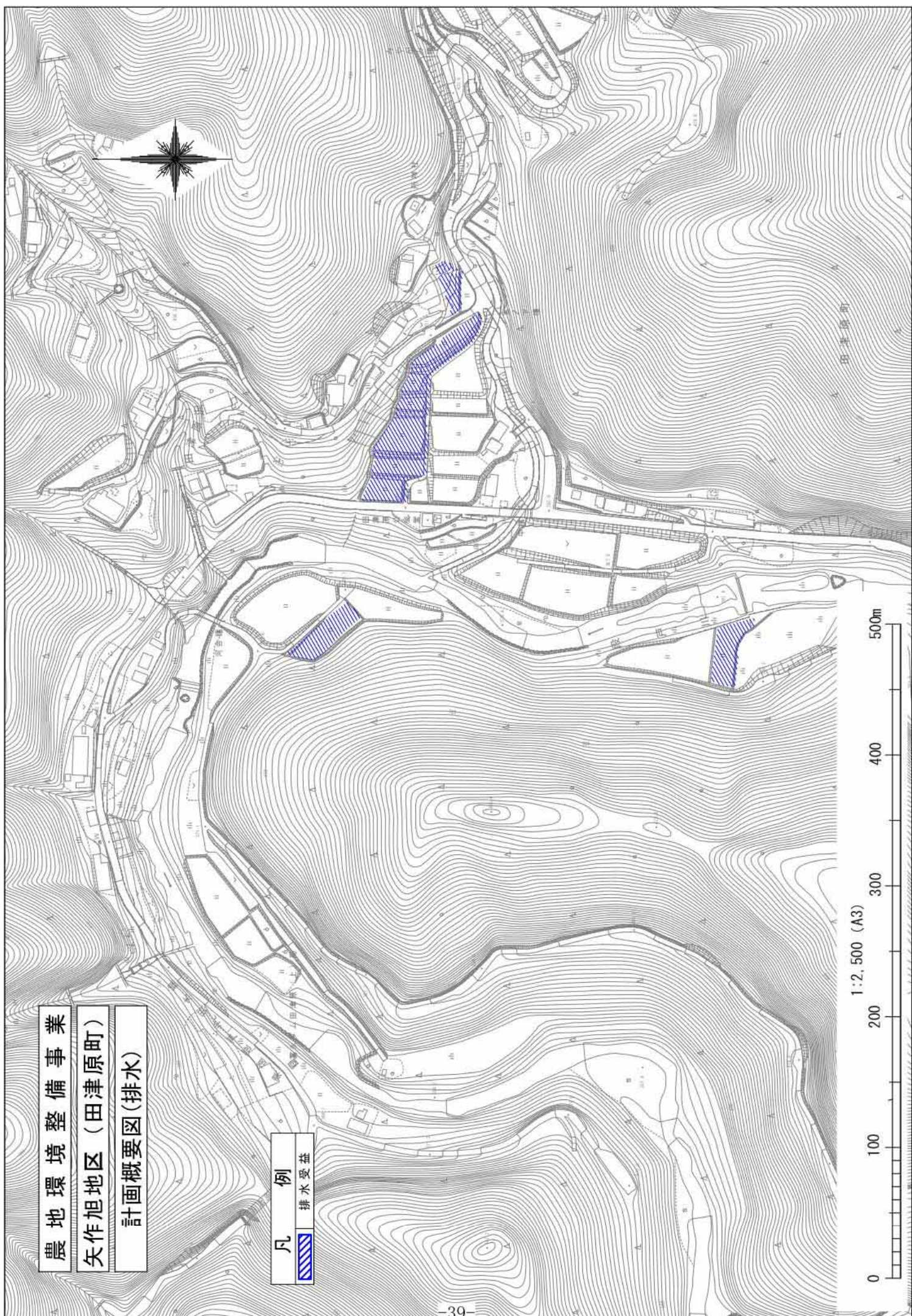


凡例
排水受益



農地環境整備事業  
矢作旭地区(田津原町)  
計画概要図(排水)

凡例  
排水受益

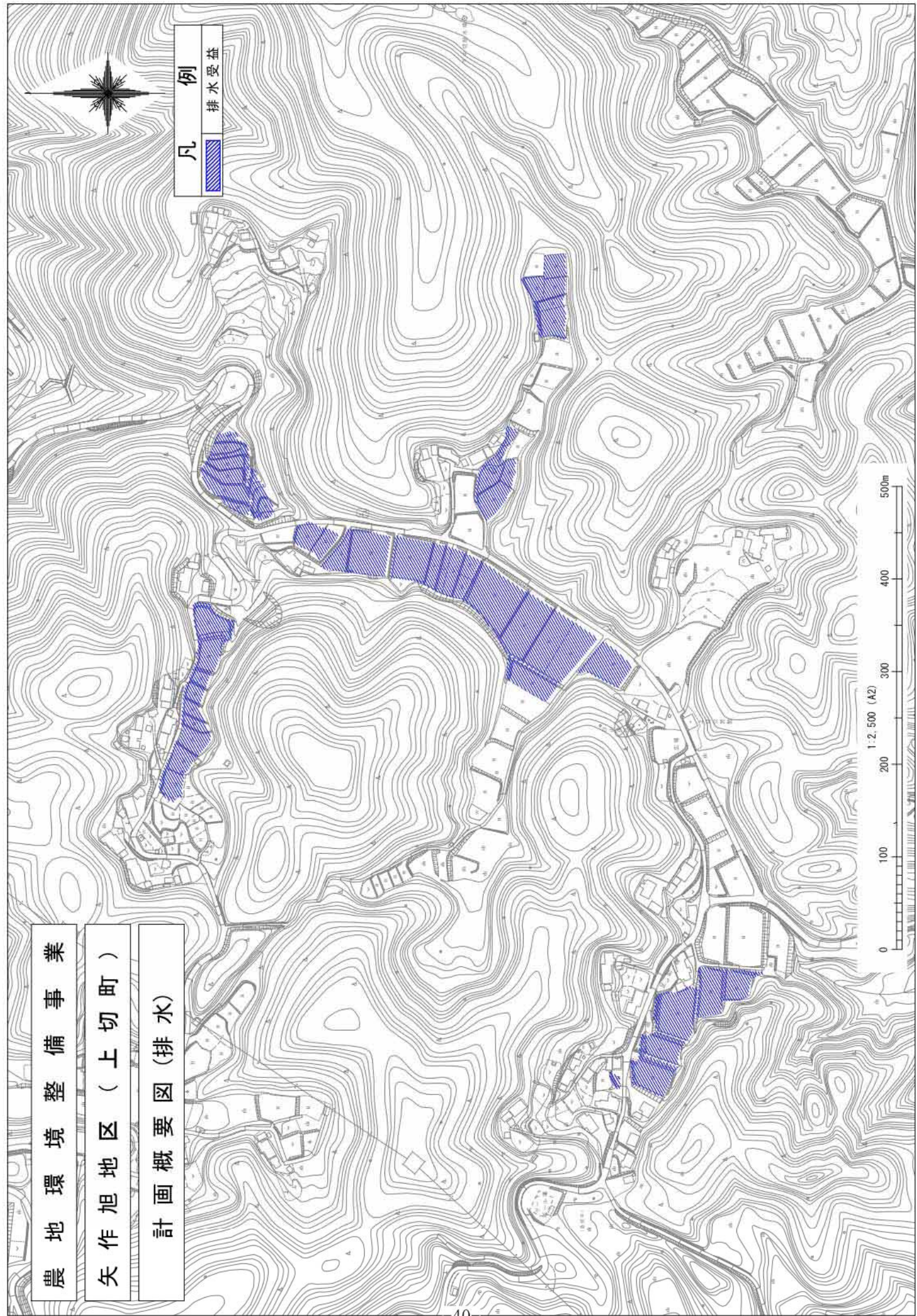


農地環境整備事業

矢作旭地区（上切町）

計画概要図（排水）

凡例  
排水受益



## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

豊田市、旭土地改良区

### 2. 管理すべき施設の種類

排水路及び附帯する施設

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費      約 613 千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（矢作旭地区）における事業費及び事務的経費の

#### 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

##### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	574 百万円
事業費 <sup>※1)</sup>	540 百万円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	34 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

##### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備(排水)	55	30	15	—	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備(排水)	—	100	—	—	

(注) 国及び県が負担する金額以外の負担金は、豊田市が全額負担する。

##### 3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の豊田市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

##### 4. 地元負担の予定基準

該当なし

##### 5. 特別徴収金

[ 全体 ] と同じ

[ 農地保全 ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

農地保全（土地改良法第2条第2項第7号農地保全）

第2節. 事業の目的

本地区は、豊田市の北東部に位置し、旧旭町地域の内、上切の1集落で構成されている、水田主体の面積1.7haの地域である。

本地区は、昭和60年から平成2年にかけての県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により整備されてきたが、農地に関しては一部の農地が未整備であり、営農に多大の労力がかかっている。また、山間地で急勾配のため農地法面の崩れ等の問題が起こっている。

本事業は、農地保全の事業を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

時点 \ 地目	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	1.6	0.1	—	1.7	—	—	—	1.7
計画	1.6	0.1	—	1.7	—	—	—	1.7

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 上切町

第2節. 地積

(令和8年1月現在) 単位：ha

現況地目 \ 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	1.6	0.1	—	1.7	—	—	—	1.7

登記簿地積による

### 第3節. 現況

#### (1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

#### (2) 水利状況

〔全体〕と同じ

#### (3) 道路状況

〔全体〕と同じ

#### (4) 営農状況

〔全体〕と同じ

#### (5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

## 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、1.7haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農地保全	1.6	0.1	—	1.7

### 第1節. 農地保全

承水路及び法面を整備することによって、農地の維持管理の軽減を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第2節. 環境配慮

[ 全 体 ] と同じ

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業矢作旭地区として、  
農地保全（法面保護・承水路工） 1.7ha を施工する。

予定工期

着手 令和8年度

完了 令和14年度（予定）

### 第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業矢作旭地区により造成された土地改良施設は各受益者が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
農地保全	68,000 千円	4,130 千円	72,130 千円
合計	68,000 千円	4,130 千円	72,130 千円

（令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。）

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

効果項目	区分	年総効果 (便益)額	年総増加 農業所得額	備考
作物生産効果		1,968千円	1,966千円	
品質向上効果		29千円	－千円	
維持管理費節減効果		△176千円	－千円	
景観環境保全効果		1,454千円	－千円	
国産農産物安定供給効果		239千円	－千円	
計		3,514千円	1,966千円	

### <参考>

① 当該事業費	:	56,355千円
② その他費用	:	－千円
③ 総費用	:	56,355千円
④ 年償還額	:	134千円/年
④'のうち機能向上分	:	134千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	3,514千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	1,040千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	1,966千円/年
評価期間	:	47年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	61,059千円
⑨ 総費用総便益比(⑧÷③)	:	1.08 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率(④÷⑥)	:	0.129 ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率(④'÷⑦)	:	0.068 ≤ 0.4

## 第8章 他の事業との関係

[全体]と同じ

## 第9章 計画概要図

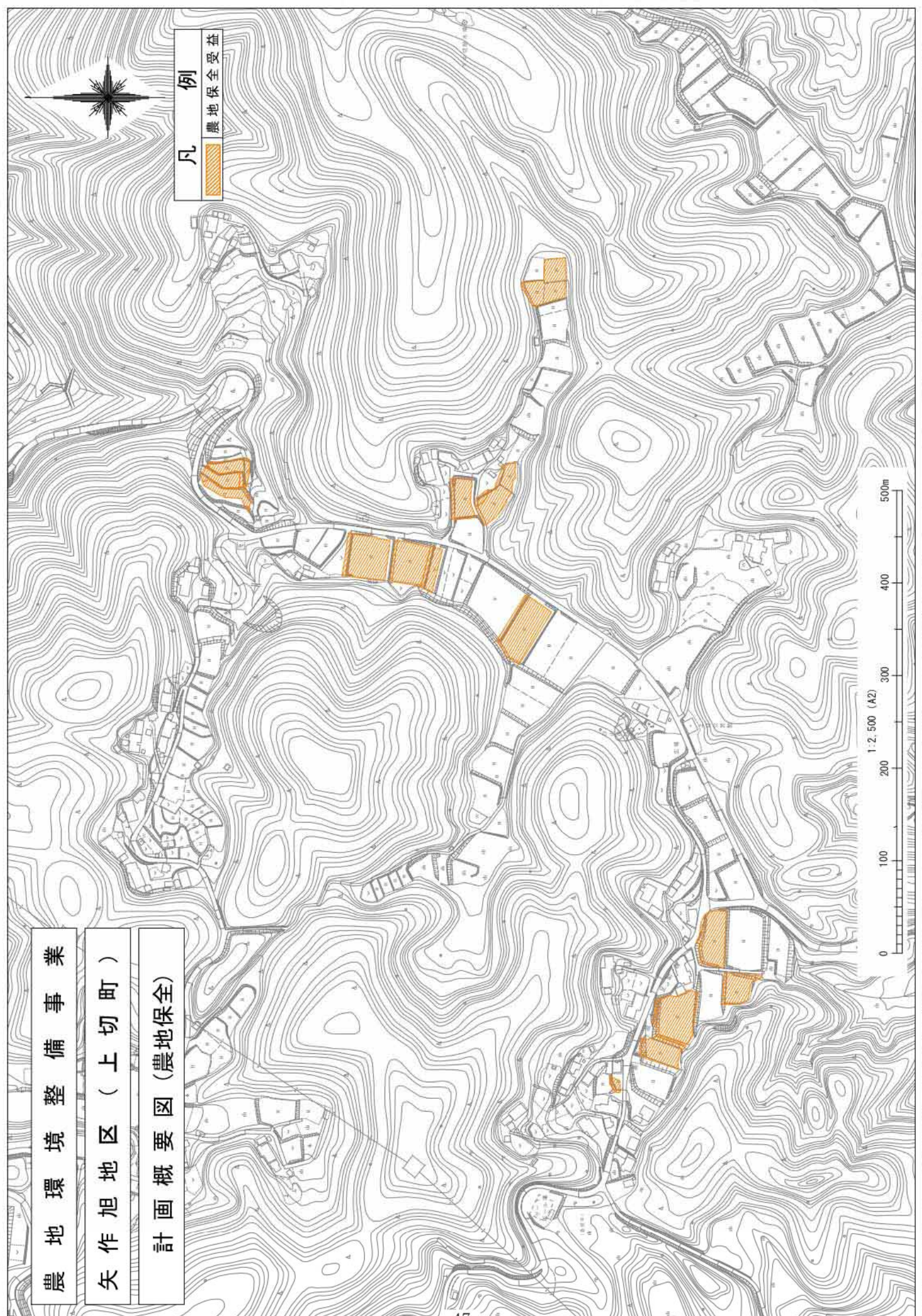
次頁のとおり

農地環境整備事業

矢作旭地区（上切町）

計画概要図（農地保全）

凡例  
農地保全受益



## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

各受益者

### 2. 管理すべき施設

承水路及び法面

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費      約 176 千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（矢作旭地区）における事業費及び事務的経費の

#### 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

##### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	72 百万円
事業費 <sup>※1)</sup>	68 百万円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	4 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

##### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農地保全	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農地保全	—	100	—	—	

##### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[ 全体 ] と同じ

##### 4. 地元負担の予定基準

[ 全体 ] と同じ

##### 5. 特別徴収金

[ 全体 ] と同じ

[ 暗渠排水 ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

暗渠排水（土地改良法第2条第2項第7号暗渠排水）

第2節. 事業の目的

本地区は、豊田市の北東部に位置し、旧旭町地域の内、有間、池島、田津原、上切の4集落で構成されている、水田主体の面積2.4haの地域である。地区内の取水は一級河川、準用河川、普通河川、溪流から取水している。

本地区は、昭和60年から平成2年にかけての県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により整備されてきたが、農地に関しては一部の農地が未整備であり、排水不良のため農地が湿田化しており営農に多大な労力がかかっている。

本事業は、暗渠排水整備を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	2.4	—	—	2.4	—	—	—	2.4
計画	2.4	—	—	2.4	—	—	—	2.4

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 有間町・池島町・田津原町・上切町

第2節. 地積

(令和8年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	2.4	—	—	2.4	—	—	—	2.4

登記簿地積による

### 第3節. 現況

#### (1) 地域及び土質等

[ 全 体 ] と同じ

#### (2) 水利状況

[ 全 体 ] と同じ

#### (3) 道路状況

[ 全 体 ] と同じ

#### (4) 営農状況

[ 全 体 ] と同じ

#### (5) 地域環境の概況

[ 全 体 ] と同じ

## 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、2.4haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
暗渠排水	2.4	—	—	2.4

### 第1節. 暗渠排水

暗渠排水を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第2節. 環境配慮

[ 全 体 ] と同じ

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業矢作旭地区として、  
暗渠排水 2.4ha を施工する。

予定工期

着手 令和8年度

完了 令和14年度(予定)

### 第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業矢作旭地区により造成された土地改良施設は各受益者が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
暗渠排水	21,000 千円	1,260 千円	22,260 千円
合計	21,000 千円	1,260 千円	22,260 千円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	1,506 千円	1,506 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	△26 千円	△26 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	102 千円	— 千円	
計	1,582 千円	1,480 千円	

### <参考>

① 当該事業費	:	17,347 千円
② その他費用	:	3,581 千円
③ 総費用	:	20,928 千円
④ 年償還額	:	41 千円/年
④'のうち機能向上分	:	41 千円/年
⑤ 年総効果（便益）額	:	1,582 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	1,222 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	1,480 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	27,438 千円
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.31 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.034 ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0.028 ≤ 0.4

## 第8章 他の事業との関係

〔 全 体 〕 と 同 じ

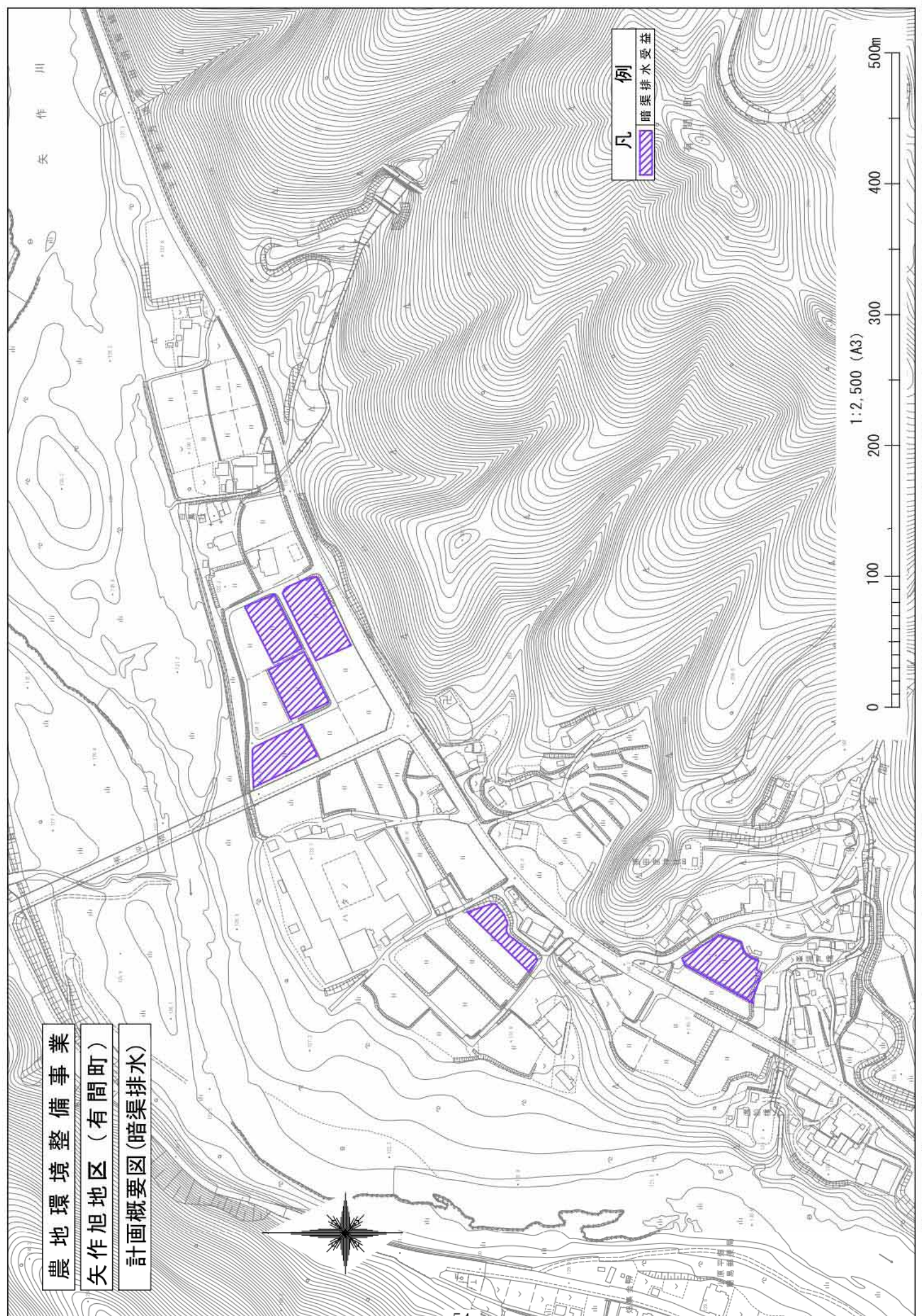
## 第9章 計画概要図

次頁のとおり

農地環境整備事業

矢作旭地区（有間町）

計画概要図(暗渠排水)



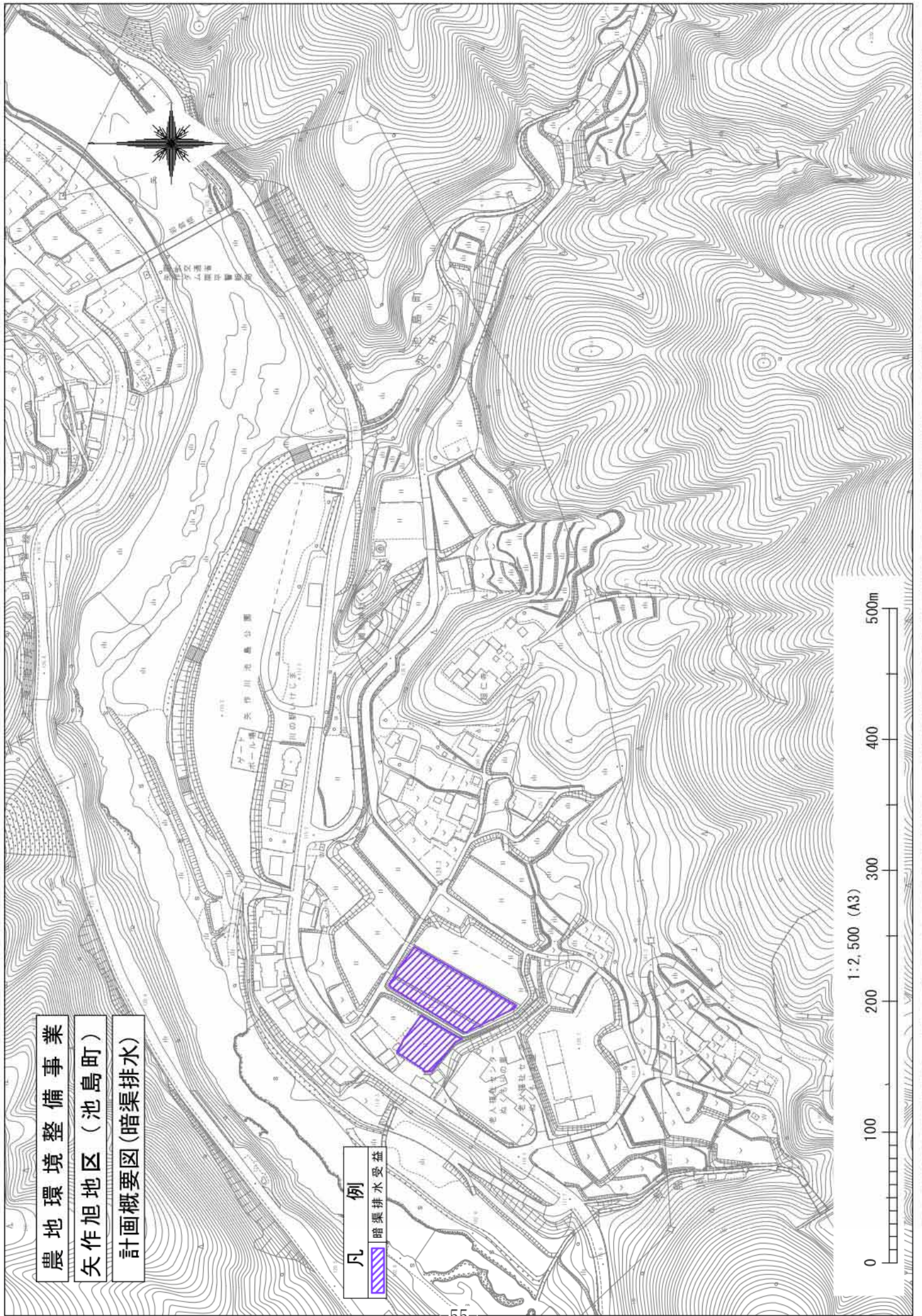
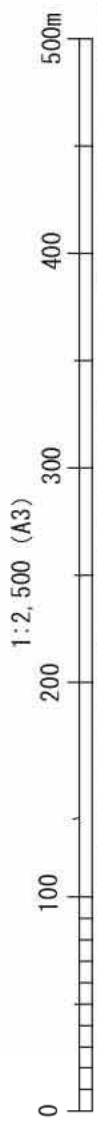
凡例  
暗渠排水受益

1:2,500 (A3)

0 100 200 300 400 500m

農地環境整備事業  
矢作旭地区（池島町）  
計画概要図（暗渠排水）

凡例  
暗渠排水受益



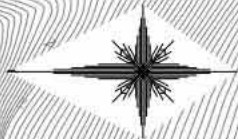
農地環境整備事業

矢作旭地区（田津原町）

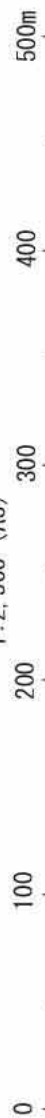
計画概要図（暗渠排水）

凡 例

暗渠排水受益



1:2,500 (A3)

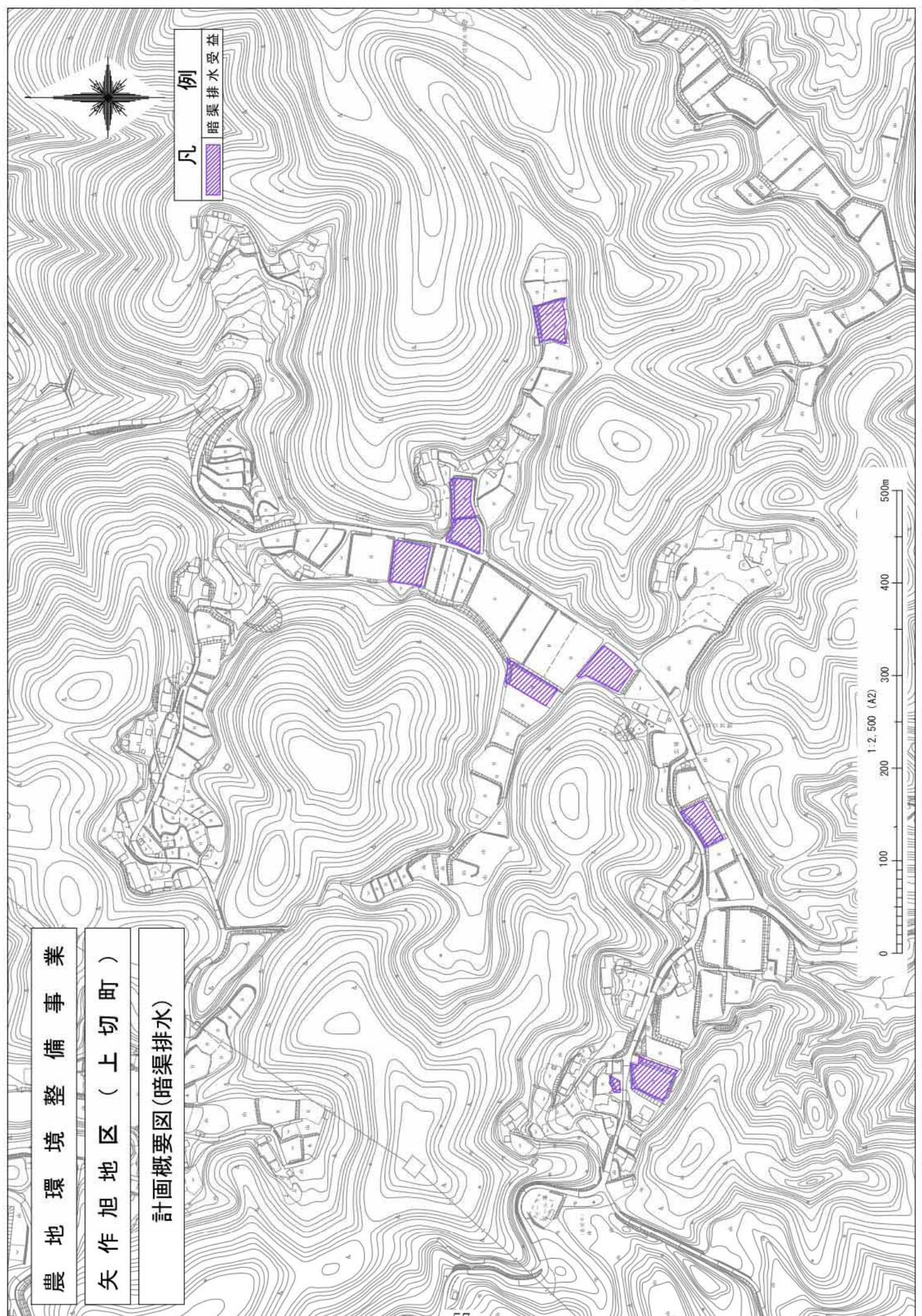


農地環境整備事業

矢作旭地区（上切町）

計画概要図（暗渠排水）

凡例  
暗渠排水受益



## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

各受益者

### 2. 管理すべき施設

暗渠排水

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費      約 26 千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、各受益者により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（矢作旭地区）における事業費及び事務的経費の

#### 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

##### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	22 百万円
事業費 <sup>※1)</sup>	21 百万円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	1 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

##### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
暗渠排水	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
暗渠排水	—	100	—	—	

##### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[ 全体 ] と同じ

##### 4. 地元負担の予定基準

[ 全体 ] と同じ

##### 5. 特別徴収金

[ 全体 ] と同じ

[ 区画整理 ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号区画整理）

第2節. 事業の目的

本地区は、豊田市の北東部に位置し、旧旭町地域の内、有間、上切の2集落で構成されている、水田主体の面積0.9haの地域である。

本地区は、昭和60年から平成2年にかけての県営ほ場整備及び団体営ほ場整備等により整備されてきたが、本地区内には水田の一枚の大きさが1反に満たない圃場が点在しており、農作業が効率的に行われず、維持管理の手間がかかっている状況である。

本事業は、区画整理を行い、ほ場の均一化を図り、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

時点 \ 地目	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	0.9	—	—	0.9	—	—	—	0.9
計画	0.9	—	—	0.9	—	—	—	0.9

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 有間町・上切町

第2節. 地積

(令和8年1月現在) 単位：ha

現況地目 \ 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	0.9	—	—	0.9	—	—	—	0.9

登記簿地積による

### 第3節. 現況

#### (1) 地域及び土質等

〔 全 体 〕と同じ

#### (2) 水利状況

〔 全 体 〕と同じ

#### (3) 道路状況

〔 全 体 〕と同じ

#### (4) 営農状況

〔 全 体 〕と同じ

#### (5) 地域環境の概況

〔 全 体 〕と同じ

## 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、0.9haである。

(単位：ha)

事 業 名	田	畑	樹園地	計
区画整理	0.9	—	—	0.9

### 第1節. 区画整理

区画整理をすることによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

## 第2節. 環境配慮

[ 全 体 ] と同じ

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業矢作旭地区として、  
区画整理 0.9ha を施工する。

予定工期

着手 令和8年度

完了 令和14年度(予定)

### 第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業矢作旭地区により造成された土地改良施設は各受益者が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
区画整理	12,500千円	730千円	13,230千円
合計	12,500千円	730千円	13,230千円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

効果項目	区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
営 農 経 費 節 減 効 果		188 千円	188 千円	
農 業 労 働 環 境 改 善 効 果		509 千円	－ 千円	
耕 作 放 棄 防 止 効 果		75 千円	－ 千円	
計		772 千円	188 千円	

### <参考>

① 当該事業費	:	10,219 千円
② その他費用	:	－ 千円
③ 総費用	:	10,219 千円
④ 年償還額	:	89 千円/年
④'のうち機能向上分	:	89 千円/年
⑤ 年総効果（便益）額	:	772 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	446 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	188 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額	:	13,395 千円
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.31 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.2 ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0.473 > 0.4

## 第8章 他の事業との関係

〔 全 体 〕と同じ

## 第9章 計画概要図

次頁のとおり

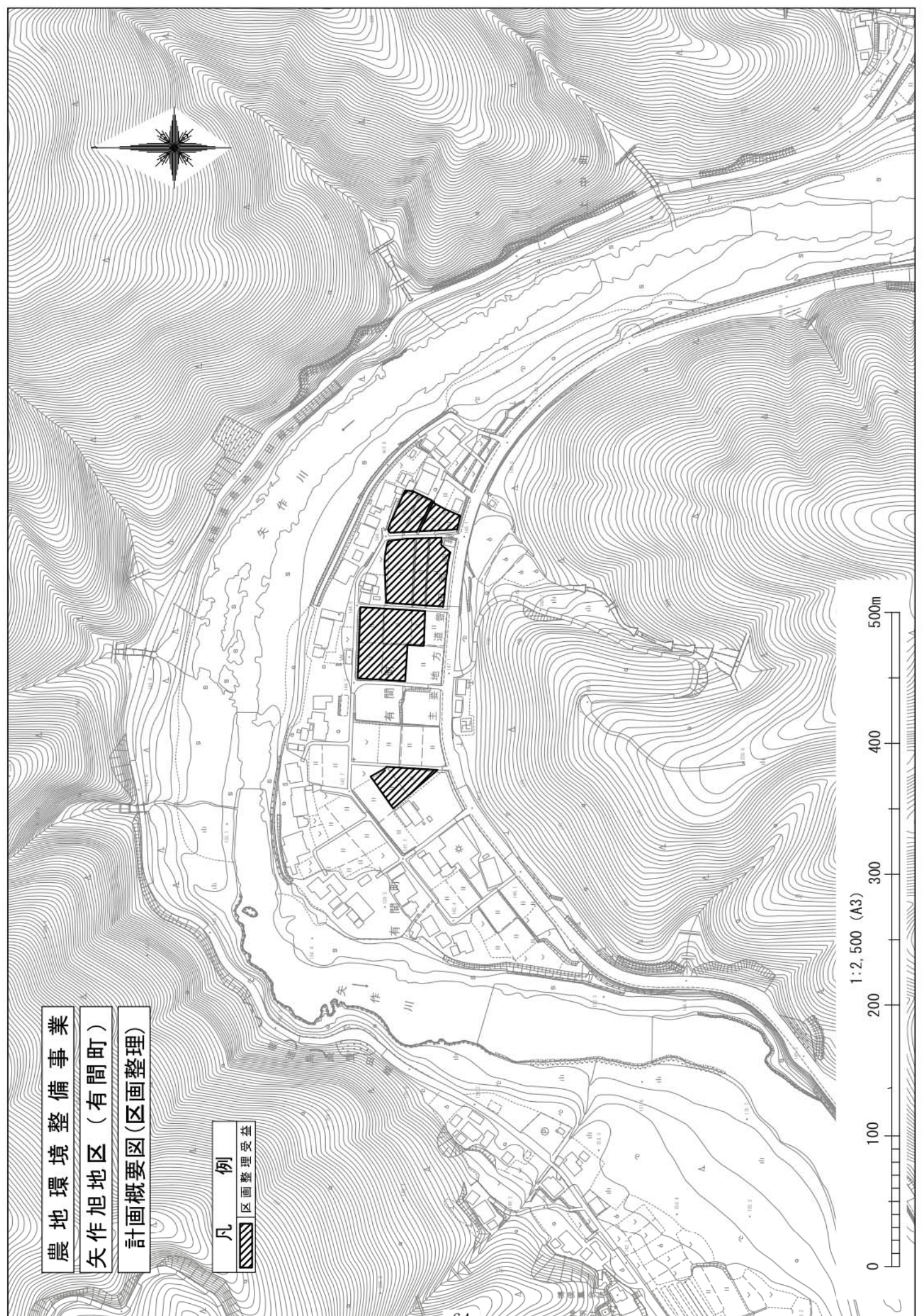
農地環境整備事業

矢作旭地区（有間町）

計画概要図（区画整理）

凡例

区画整理受益

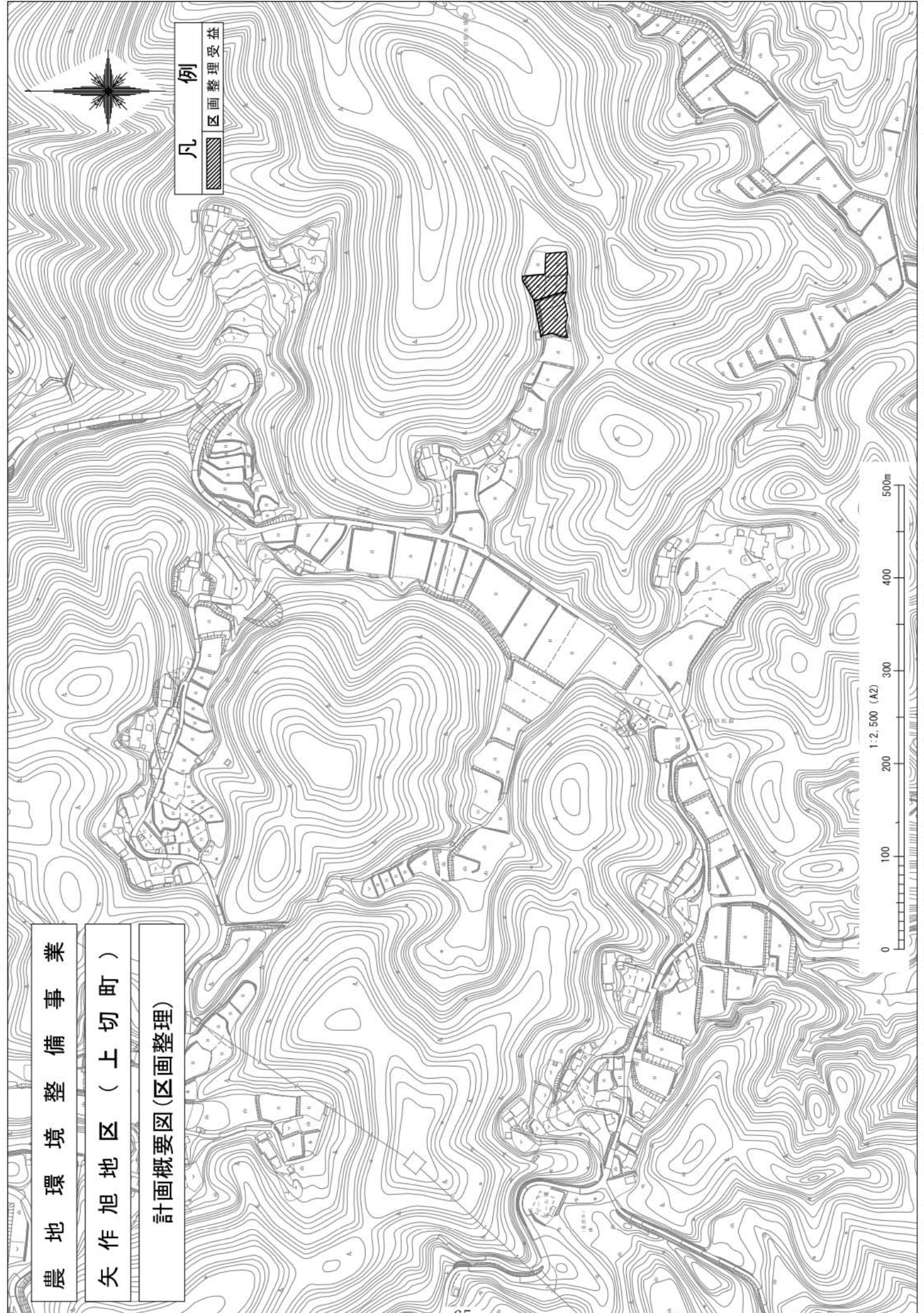


農地環境整備事業

矢作旭地区（上切町）

計画概要図（区画整理）

凡例  
区画整理受益



## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

各受益者

### 2. 管理すべき施設

区画整理

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規定による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費            ー    千円

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、各受益者により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（矢作旭地区）における事業費及び事務的経費の

#### 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

##### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	13 百万円
事業費 <sup>※1)</sup>	12 百万円
事務的経費 <sup>※2)</sup>	1 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

##### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	55	30	6.0	9.0	
(事務的経費)					
区画整理	—	100	—	—	

##### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

[ 全 体 ] と同じ

##### 4. 地元負担の予定基準

[ 全 体 ] と同じ

##### 5. 特別徴収金

[ 全 体 ] と同じ